

蓮田市地域防災計画 新旧対照表

蓮田市地域防災計画 新旧対照表

第1編 総則

頁	新	旧
8	第2章 防災面から見た蓮田市の特性 第2節 社会的特性 1. 人口 (1) 人口・世帯数の推移 高度成長期に併せて順調に増加していた本市の人口は、平成14年(2002年)の65,008人をピークに緩やかに減少していたが、令和3年(2021)に十数年ぶりに増加に転じ、<u>令和6年(2024年)</u>4月1日現在 <u>61,252</u>人となっている。 それに対し、世帯数は、核家族化による影響で現在まで増加傾向を示し、<u>令和6年(2024年)</u>4月1日現在 <u>28,471</u>世帯となっている。 ■本市の人口、世帯数の推移 <u>「表」の更新</u> ■人口と世帯数等 <u>「表」の更新</u>	第2章 防災面から見た蓮田市の特性 第2節 社会的特性 2. 人口 (1) 人口・世帯数の推移 高度成長期に併せて順調に増加していた本市の人口は、平成14年(2002年)の65,008人をピークに緩やかに減少していたが、令和3年(2021)に十数年ぶりに増加に転じ、4月1日現在 <u>61,761</u>人となっている。 それに対し、世帯数は、核家族化による影響で現在まで増加傾向を示し、<u>令和3年(2021)</u>4月1日現在 <u>27,735</u>世帯となっている。 ■本市の人口、世帯数の推移 <u>「表」</u> ■人口と世帯数等 <u>「表」</u>
9	(2) 年齢別人口 ■年齢別人口 <u>「表」の更新</u> (3) 昼夜別人口 ■昼間人口 <u>「表」の更新</u> (4) 市外への通勤者及び通学者数 首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。 本市から市外への通勤者及び通学者の総数は <u>20,744</u>人となっており、そのうち県内に通勤・通学する者は <u>13,646</u>人、県外へ通勤・通学する者は <u>7,098</u>人、そのうち都内へ通勤・通学する者は <u>6,134</u>人となっている。	(2) 年齢別人口 ■年齢別人口 <u>「表」</u> (3) 昼夜別人口 ■昼間人口 <u>「表」</u> (4) 市外への通勤者及び通学者数 首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。 本市から市外への通勤者及び通学者の総数は <u>21,505</u>人となっており、そのうち県内に通勤・通学する者は <u>13,614</u>人、県外へ通勤・通学する者は <u>7,891</u>人、そのうち都内へ通勤・通学する者は <u>6,799</u>人となっている。

14 3. 交通 (2) 鉄道 ■蓮田駅旅客乗車人数(1日あたり)の推移 <u>「表」の更新</u> (3) バス 市内には、朝日バス(朝日自動車株式会社)、けんちゃんバス(丸建つばさ交通株式会社)の<u>2</u>社の路線バスが蓮田駅から放射状に運行している。 市内を運行している路線バス会社は、次のとおりである。 ■路線バス運行会社 <table border="1"> <thead> <tr> <th>バス名</th><th>バス会社(電話番号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日バス</td><td>朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)</td></tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr> <tr> <td>けんちゃんバス</td><td>丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)</td></tr> </tbody> </table>	バス名	バス会社(電話番号)	朝日バス	朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	けんちゃんバス	丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)	3. 交通 (2) 鉄道 ■蓮田駅旅客乗車人数(1日あたり)の推移 <u>「表」</u> (3) バス 市内には、朝日バス(朝日自動車株式会社)、<u>国際興業バス(国際興業株式会社)</u> <u>及び</u>けんちゃんバス(丸建つばさ交通株式会社)の<u>3</u>社の路線バスが蓮田駅から放射状に運行している。 市内を運行している路線バス会社は、次のとおりである。 ■路線バス運行会社 <table border="1"> <thead> <tr> <th>バス名</th><th>バス会社(電話番号)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>朝日バス</td><td>朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)</td></tr> <tr> <td><u>国際興業バス</u></td><td><u>国際興業(株) さいたま東営業所 (048-812-1577)</u></td></tr> <tr> <td>けんちゃんバス</td><td>丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)</td></tr> </tbody> </table>	バス名	バス会社(電話番号)	朝日バス	朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)	<u>国際興業バス</u>	<u>国際興業(株) さいたま東営業所 (048-812-1577)</u>	けんちゃんバス	丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)
バス名	バス会社(電話番号)																
朝日バス	朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)																
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																
けんちゃんバス	丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)																
バス名	バス会社(電話番号)																
朝日バス	朝日自動車(株) 菖蒲営業所 (0480-87-2161)																
<u>国際興業バス</u>	<u>国際興業(株) さいたま東営業所 (048-812-1577)</u>																
けんちゃんバス	丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所 (048-797-8885)																
15 4. 土地利用 本市の土地利用を地目別面積で見ると、宅地が最も多く全体の<u>29.1</u>%を占めており、次に多いのが畑で<u>22.3</u>%、以下順に雑種地の<u>20.6</u>%、田の<u>15.4</u>%となっており、農地の割合が全体の約4割を占めている。 土地利用を地形との関係で見ると、畑地は比較的台地に多く、住宅地は台地上に多くあるが、一部低地帯の氾濫平野・自然堤防・後背低地にも見られる。水田は氾濫平野に分布し、山林は台地と低地を分ける斜面又は崖状の地帯に分布している。氾濫平野が住宅地化された地区は、桜台、綾瀬、山ノ内であり、自然堤防・後背低地では、元荒川の左岸西新宿から緑町までが住宅化され、さらに下流域では土地利用が混在している。 <u>「円グラフ」の更新</u> ■地目別面積 <u>「表」の更新</u>	4. 土地利用 本市の土地利用を地目別面積で見ると、宅地が最も多く全体の<u>28.5</u>%を占めており、次に多いのが畑で<u>22.7</u>%、以下順に雑種地の<u>20.5</u>%、田の<u>15.5</u>%となっており、農地の割合が全体の約4割を占めている。 土地利用を地形との関係で見ると、畑地は比較的台地に多く、住宅地は台地上に多くあるが、一部低地帯の氾濫平野・自然堤防・後背低地にも見られる。水田は氾濫平野に分布し、山林は台地と低地を分ける斜面又は崖状の地帯に分布している。氾濫平野が住宅地化された地区は、桜台、綾瀬、山ノ内であり、自然堤防・後背低地では、元荒川の左岸西新宿から緑町までが住宅化され、さらに下流域では土地利用が混在している。 <u>「円グラフ」</u> ■地目別面積 <u>「表」</u>																

17

第3節 災害履歴

2. 水害

■昭和 60 年以降の主な浸水記録

暦 年	浸水状況	浸 水 地 区
(略)	(略)	(略)
<u>令和 5 年</u> <u>(2023)</u>	<u>床下浸水</u>	<u>緑町</u>

18

5. 放射能汚染

(略)

市では、市内の小・中学校の校庭、保育園・幼稚園の園庭及び公園等において放射線量を継続して測定していたが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間 1 ミリシーベルトを下回っていた。

また、市では、小・中学校及び保育園の給食用食材について放射性物質の測定を行っていたが、いずれのケースも放射性物質は検出されていない。

31

第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

第2 埼玉県及び県機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
春日部農林振興センター	(1) (略) (2) <u>埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資</u> に関すること (3) <u>農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関すること</u> (4) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること
(略)	(略)

第3節 災害履歴

2. 水害

■昭和 60 年以降の主な浸水記録

暦 年	浸水状況	浸 水 地 区
(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

5. 放射能汚染

(略)

市では、市内の小・中学校の校庭、保育園・幼稚園の園庭及び公園等において放射線量を継続して測定しているが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間 1 ミリシーベルトを下回っている。

また、市では、小・中学校及び保育園の給食用食材について放射性物質の測定を行っており、いずれのケースも放射性物質は検出されていない。

第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

第2 埼玉県及び県機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(略)	(略)
春日部農林振興センター	(1) (略) (2) <u>農業災害融資</u> に関すること (3) 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること
(略)	(略)

33	第3 指定地方行政機関						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (熊谷地方気象台)</td><td>(1) ～ (5) (略) <u>(6) 災害時等に地方公共団体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること (気象庁防災対応支援チーム：JETT)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) ～ (5) (略) <u>(6) 災害時等に地方公共団体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること (気象庁防災対応支援チーム：JETT)</u>	(略)	(略)
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱						
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) ～ (5) (略) <u>(6) 災害時等に地方公共団体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること (気象庁防災対応支援チーム：JETT)</u>						
(略)	(略)						

34	第5 指定公共機関及び指定地方公共機関								
	■主な指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ</td><td>(1) (略) (2) 災害時における<u>重要通信</u>の確保に関すること (3) (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) (略) (2) 災害時における <u>重要通信</u> の確保に関すること (3) (略)	(略)	(略)
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱								
(略)	(略)								
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) (略) (2) 災害時における <u>重要通信</u> の確保に関すること (3) (略)								
(略)	(略)								

	第3 指定地方行政機関						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京管区気象台 (熊谷地方気象台)</td><td>(1) ～ (5) (略) <u>(追加)</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) ～ (5) (略) <u>(追加)</u>	(略)	(略)
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱						
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) ～ (5) (略) <u>(追加)</u>						
(略)	(略)						

	第5 指定公共機関及び指定地方公共機関								
	■主な指定公共機関及び指定地方公共機関 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th><th>事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ</td><td>(1) (略) (2) 災害時における<u>非常通信の確保及び警報の伝達</u>に関すること (3) (略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	(略)	(略)	東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) (略) (2) 災害時における <u>非常通信の確保及び警報の伝達</u> に関すること (3) (略)	(略)	(略)
機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱								
(略)	(略)								
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) (略) (2) 災害時における <u>非常通信の確保及び警報の伝達</u> に関すること (3) (略)								
(略)	(略)								

35	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱	機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	(略)	(略)	(略)	(略)
	日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、 <u>避難所の設置の支援</u> 、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）に関すること (2) ・ (3) (略)	日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）に関すること (2) ・ (3) (略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	元荒川土地改良区 <u>見沼代用水土地改良区</u> 新堀土地改良区	(略)	元荒川土地改良区 <u>見沼土地改良区</u> 新堀土地改良区	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	ガス供給事業者 (都市ガス)	(1) ガス供給施設の建設及び安全確保に関すること (2) (略)	ガス供給事業者 (都市ガス)	(1) ガス供給施設 (<u>製造施設も含む</u>) の建設及び安全確保に関すること (2) (略)

第2編 災害予防計画

頁

45

第 1 章 災害予防計画の基本方針
第 2 節 災害予防計画と分担業務
3. 各部課の役割
■【総合政策部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
(略)	(略)	(略)	(略)
	デジタル推進課	インターネット環境の整備	4-1-5

■【総務部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
(略)	(略)	(略)	(略)

旧
第 1 章 災害予防計画の基本方針
第 2 節 災害予防計画と分担業務
3. 各部課の役割
■【総合政策部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
(略)	(略)	(略)	(略)
	(追加)	(追加)	(追加)

■【総務部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
(略)	(略)	(略)	(略)

46		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
	<u>総務部</u> <u>(続き)</u>	<u>総合窓口管</u> <u>理課</u>	<u>帰宅困難者対策の普及啓発</u> <u>総務部内の他課が実施する活動の協</u> <u>力</u>	<u>4-2-8</u> <u>二</u>
48	<u>(削除)</u>			
	■【都市整備部】各課等の分担業務表			
	部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
53	(略)	(略)	(略)	(略)
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	第2章 市民の自主防災力の向上			
	第1節 防災教育			
	2 学校における防災協力			
	学校における防災教育は、安全教育の一環として <u>ホームルーム</u> や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて <u>行う</u> 。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の <u>発達段階</u> に即した指導を行う。			
	そのため、学校教育課は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。			
	また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。			

	電算課	インターネット環境の整備	4-1-5
<u>(追加)</u>			
■【蓮田駅西口行政センター】課の分担業務表			
部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
<u>蓮田駅西口</u> <u>行政センター</u>	<u>総合窓口管</u> <u>理課</u>	<u>帰宅困難者対策の普及啓発</u> <u>総務部内の他課が実施する活動の協</u> <u>力</u>	<u>4-2-8</u> <u>二</u>
■【都市整備部】各課等の分担業務表			
部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>西口再開発課</u>	<u>市街地の防災性の向上</u>	<u>3-1</u>
2章 市民の自主防災力の向上			
第1節 防災教育			
2 学校における防災協力			
学校における防災教育は、安全教育の一環として <u>学級活動</u> や学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて <u>実施する</u> 。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の <u>学年</u> に即した指導を行う。			
そのため、学校教育課は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。			
また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。			

62 (1) 学校行事としての防災教育 児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。 また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。 <u>さらに、学校における消防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u> 第3節 災害時の要配慮者の安全確保 6. 避難行動要支援者名簿の作成 (略) (1) 名簿に登載する者の範囲 避難行動要支援者名簿の対象範囲は、<u>在宅で生活している者で、次のとおりとする。</u> ■名簿に登載する者の範囲 (略) (2) 名簿作成に必要な情報の収集 名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。 ■名簿作成に必要な情報の収集 ➤ 住民基本台帳 ➤ 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿、精神障害者保健福祉手帳所持者名簿 <u>(削除)</u> ➤ 難病患者に係る埼玉県からの情報 (3) ～ (4) (略)	(1) 学校行事としての防災教育 児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。 また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。 第3節 災害時の要配慮者の安全確保 6. 避難行動要支援者名簿の作成 (略) (1) 名簿に登載する者の範囲 避難行動要支援者名簿の対象範囲は、<u>次のとおりとし、自力又は家族等の支援のみでは災害時に避難が困難で、避難支援を受けるために、市が保有する個人情報の目的外利用及び避難支援等関係者への提供について同意し、かつ、在宅で生活している者とする。</u> ■名簿に登載する者の範囲 (略) (2) 名簿作成に必要な情報の収集 名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。 ■名簿作成に必要な情報の収集 ➤ 住民基本台帳 ➤ 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿、精神障害者保健福祉手帳所持者名簿 ➤ <u>ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯登録名簿</u> ➤ 難病患者に係る埼玉県からの情報 (3) ～ (4) (略)
---	---

63 (5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、<u>蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度</u>による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。 ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。 (6) (略) (7) 名簿情報の利用及び提供 <u>蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度による登録者情報を記載した名簿を、避難支援等関係者に</u>提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。 (8) (略)	(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供 避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、<u>原則、書面</u>による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報の取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。 ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。 (6) (略) (7) 名簿情報の利用及び提供 <u>避難支援等関係者に、避難行動要支援者名簿の副本を</u>提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。 なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。 (8) (略)
81 第3章 被害を防止するための事業の推進 第4節 浸水災害の予防 1. 治水対策 (1)～(3) (略) (4) 内水対策 市は、近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、市内の浸水被害を軽減するため、県と連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるよう、事業間の調整を行うことを目的として、平成26年5月20日に「河川・下水道事業調整協議会」を設置している。 協議会では、(1) 浸水被害の状況及び要因の把握、(2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討、(3) 事業実施計画の調整や事業進捗の調整等、(4) その他、協議会が必要と認めた事項などを検討する。	第3章 被害を防止するための事業の推進 第4節 浸水災害の予防 1. 治水対策 (1)～(3) (略) (4) 内水対策 市は、近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、市内の浸水被害を軽減するため、県と連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるよう、事業間の調整を行うことを目的として、平成26年5月20日に「河川・下水道事業調整協議会」を設置している。 協議会では、(1) 浸水被害の状況及び要因の把握、(2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討、(3) 事業実施計画の調整や事業進捗の調整等、(4) その他、協議会が必要と認めた事項などを検討する。

88	なお、協議会は、埼玉県の県土整備部河川砂防課、同杉戸県土整備事務所、同総合治水事務所、<u>同下水道局下水道事業課</u>、蓮田市の都市整備部道路課、総合政策部危機管理課、上下水道部下水道課で構成されている。 第4章 市の防災力の強化 第1節 活動体制の強化 第1 防災活動拠点の整備 (略) ■市の防災拠点 <table border="1"> <tr> <th>拠点の区分</th><th>防災上の役割</th><th>拠点となる施設</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>避難拠点</td><td>避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。</td><td>指定避難所：<u>25</u>箇所 指定緊急避難場所：<u>27</u>箇所 福祉避難所：<u>5</u>箇所</td></tr> <tr> <td>物資集積拠点</td><td>救援物資の集積場所</td><td>※蓮田市総合市民体育館</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> ※施設（建設予定の附属施設を含む）は、指定避難所を兼ねる。	拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設	(略)	(略)	(略)	避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所： <u>25</u> 箇所 指定緊急避難場所： <u>27</u> 箇所 福祉避難所： <u>5</u> 箇所	物資集積拠点	救援物資の集積場所	※蓮田市総合市民体育館	(略)	(略)	(略)	なお、協議会は、埼玉県の県土整備部河川砂防課、同杉戸県土整備事務所、同総合治水事務所、<u>都市整備部都市計画課</u>、蓮田市の都市整備部道路課、総合政策部危機管理課、上下水道部下水道課で構成されている。 第4章 市の防災力の強化 第1節 活動体制の強化 第1 防災活動拠点の整備 (略) ■市の防災拠点 <table border="1"> <tr> <th>拠点の区分</th><th>防災上の役割</th><th>拠点となる施設</th></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>避難拠点</td><td>避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。</td><td>指定避難所：<u>22</u>箇所 指定緊急避難場所：<u>36</u>箇所 福祉避難所：<u>3</u>箇所</td></tr> <tr> <td>物資集積拠点</td><td>救援物資の集積場所</td><td>蓮田市総合市民体育館</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> (追加)	拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設	(略)	(略)	(略)	避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所： <u>22</u> 箇所 指定緊急避難場所： <u>36</u> 箇所 福祉避難所： <u>3</u> 箇所	物資集積拠点	救援物資の集積場所	蓮田市総合市民体育館	(略)	(略)	(略)
拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設																														
(略)	(略)	(略)																														
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所： <u>25</u> 箇所 指定緊急避難場所： <u>27</u> 箇所 福祉避難所： <u>5</u> 箇所																														
物資集積拠点	救援物資の集積場所	※蓮田市総合市民体育館																														
(略)	(略)	(略)																														
拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設																														
(略)	(略)	(略)																														
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所： <u>22</u> 箇所 指定緊急避難場所： <u>36</u> 箇所 福祉避難所： <u>3</u> 箇所																														
物資集積拠点	救援物資の集積場所	蓮田市総合市民体育館																														
(略)	(略)	(略)																														
91	第4 応援協定の充実 (略) 1. 自治体相互の応援協定の充実 大規模な災害が発生した場合、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。 ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村もしくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。 なお、市は、他市町村との相互応援協定締結の一環として、長野県松川町<u>及び東京都北区</u>と災害時相互応援協定を締結している。	第4 応援協定の充実 (略) 1. 自治体相互の応援協定の充実 大規模な災害が発生した場合、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。 ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村もしくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。 なお、市は、他市町村との相互応援協定締結の一環として、長野県松川町と災害時相互応援協定を締結している。																														

93

第5 情報通信手段の充実

市の「情報通信手段の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
(略)	(略)
4. インターネット環境の整備	危機管理課、広報広聴課、 <u>デジタル推進課</u>
(略)	(略)

第6 職員の防災力の向上

(略)

1. 防災研修の実施

災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動できるように、職員に対して以下の防災研修を実施する。

(1) 職員への研修

市は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等を通じて教育を行う。

なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的に実技修得演習を実施する。

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画、要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

第5 情報通信手段の充実

市の「情報通信手段の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
(略)	(略)
4. インターネット環境の整備	危機管理課、広報広聴課、 <u>電算課</u>
(略)	(略)

第6 職員の防災力の向上

(略)

1. 防災研修の実施

災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動できるように、職員に対して以下の防災研修を実施する。

(1) 職場研修

市は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等を通じて教育を行う。

なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的に実技修得演習を実施する。

第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害

136

新

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

第2 動員計画

1. 動員配備基準

地震発生当初の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分		情報収集体制	警戒体制	非常体制	
				第1 配備	第2 配備
本部会議員		(震度 4)	(震度 5 弱)	(震度 5 強)	(震度 6 弱以上)
本部長	市長	—	1	1	1
副	副市長	—	1	1	1
本部長	教育長	—	1	1	1
本部員	総合政策部長	1	1	1	1
	総務部長	—	1	1	1
	環境経済部長	—	1	1	1
	健康福祉部長	—	1	1	1
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	都市整備部長	—	1	1	1
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	会計管理者	—	1	1	1
	議会事務局長	—	1	1	1
	上下水道部長	—	1	1	1
	行政委員会事務局長	—	1	1	1
	学校教育部長	—	1	1	1
	生涯学習部長	—	1	1	1
	消防長	—	1	1	1
	行政職 8 級職員	二	一	一	一

旧

第2章 活動体制の確立

第1節 配備体制と動員計画

第2 動員計画

1. 動員配備基準

地震発生当初の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■【本部長・副本部長・本部員】動員配備基準

体制区分		情報収集体制	警戒体制	非常体制	
				第1 配備	第2 配備
本部会議員		(震度 4)	(震度 5 弱)	(震度 5 強)	(震度 6 弱以上)
本部長	市長	—	1	1	1
副	副市長	—	1	1	1
本部長	教育長	—	1	1	1
本部員	総合政策部長	1	1	1	1
	総務部長	—	1	1	1
	環境経済部長	—	1	1	1
	健康福祉部長	—	1	1	1
	健康福祉部参事	二	一	一	一
	都市整備部長	—	1	1	1
	都市整備部参事	二	一	一	一
	蓮田駅西口行政センター長	二	一	一	一
	会計管理者	—	1	1	1
	議会事務局長	—	1	1	1
	上下水道部長	—	1	1	1
	行政委員会事務局長	—	1	1	1
	学校教育部長	—	1	1	1
	生涯学習部長	—	1	1	1
	消防長	—	1	1	1
	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

137

■【各部班】動員配備基準

組織区分			体制区分	情報収集 体制	警戒体制	非常体制	
				(震度 4)	(震度 5 弱)	第 1 配備 (震度 5 強)	第 2 配備 (震度 6 弱以上)
総合 政策部	本 部 運 営班	危機管理課		4	◎	◎	◎
		政策調整課		—	△	○	◎
		財政課		—	△	○	◎
		契約検査課		—	△	○	◎
	情 報 発 信班	広報広聴課		1	△	○	◎
		<u>電 算 シ ス テ ム 班</u>	<u>デジタル推進課</u>	<u>1</u>	<u>△</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>
	情 報 記 録班	行政委員会事務局		—	△	○	◎
		会計室（兼）					
総務 対策部	会計班	会計室		—	△	○	◎
	総務班	庶務課		1	△	◎	◎
	秘書班	秘書課		—	△	○	◎
	情 報 収 集班	税務課		—	△	○	◎
		収納課		—	△	○	◎
	現 場 情 報班	指名職員		—	△	◎	◎
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	市民班	市民課		1	△	○	◎
	<u>総 合 窓 口 管 理 班</u>	<u>総合窓口管理課</u>		<u>1</u>	<u>△</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>
	議 会 事 務局班	議会事務局		1	△	○	◎
環境 経済部	自 治 振 興班	自治振興課		1	△	◎	◎
	農政班	農政課・ 農業委員会事務 局		1	△	○	◎

■【各部班】動員配備基準

組織区分			体制区分	情報収集 体制	警戒体制	非常体制	
				(震度 4)	(震度 5 弱)	第 1 配備 (震度 5 強)	第 2 配備 (震度 6 弱以上)
総合 政策部	本 部 運 営班	危機管理課		4	◎	◎	◎
		政策調整課		—	△	○	◎
		財政課		—	△	○	◎
		契約検査課		—	△	○	◎
	情 報 発 信班	広報広聴課		1	△	○	◎
		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	情 報 記 録班	行政委員会事務局		—	△	○	◎
		会計室（兼）					
総務 対策部	会計班	会計室		—	△	○	◎
	総務班	庶務課		1	△	◎	◎
	秘書班	秘書課		—	△	○	◎
	情 報 収 集班	税務課		—	△	○	◎
		収納課		—	△	○	◎
	現 場 情 報班	指名職員		—	△	◎	◎
	<u>電 算 シ ス テ ム 班</u>	<u>電算課</u>		<u>1</u>	<u>△</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>
	市民班	市民課		1	△	○	◎
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	議 会 事 務局班	議会事務局		1	△	○	◎
環境 経済部	自 治 振 興班	自治振興課		1	△	◎	◎
	農政班	農政課・ 農業委員会事務 局		1	△	○	◎

	商工班	商工課	—	△	○	◎
	みどり環境班	みどり環境課	1	△	○	◎
健康福祉部	福祉班	福祉課	1	△	○	◎
	要配慮者班	長寿支援課	1	△	○	◎
	避難所班	在宅医療介護課	—	△	○	◎
	健康増進班	国保年金課	—	△	◎	◎
	健康増進班	健康増進課	1	△	○	◎
都市整備部	都市計画班	都市計画課	—	△	○	◎
		産業団地整備課	—	△	○	◎
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	道路班	道路課	1	△	◎	◎
	建築指導班	建築指導課	—	△	○	◎
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
上下水道部	水道班	水道課	1	△	◎	◎
	下水道班	下水道課	1	△	◎	◎
学校教育部	教育総務班	教育総務課	1	△	◎	◎
	学校教育班	学校教育課	1	△	○	◎
生涯学習部	社会教育班	社会教育課	1	△	○	◎
		文化スポーツ課	—	△	○	◎
	子ども支援班	子ども支援課	—	△	○	◎
		保育課	1	△	○	◎
消防部(※)	消防本部班	消防課				
	警防班	消防署、南分署				

	商工班	商工課	—	△	○	◎
	みどり環境班	みどり環境課	1	△	○	◎
健康福祉部	福祉班	福祉課	1	△	○	◎
	要配慮者班	長寿支援課	1	△	○	◎
		在宅医療介護課	—	△	○	◎
	避難所班	国保年金課	—	△	◎	◎
	健康増進班	健康増進課	1	△	○	◎
都市整備部	都市計画班	都市計画課	—	△	○	◎
		産業団地整備課	—	△	○	◎
		西口再開発課	二	△	○	◎
	道路班	道路課	1	△	◎	◎
	建築指導班	建築指導課	—	△	○	◎
蓮田駅西口行政センター	総合窓口管理班	総合窓口管理課	1	△	○	◎
上下水道部	水道班	水道課	1	△	◎	◎
	下水道班	下水道課	1	△	◎	◎
学校教育部	教育総務班	教育総務課	1	△	◎	◎
	学校教育班	学校教育課	1	△	○	◎
生涯学習部	社会教育班	社会教育課	1	△	○	◎
		文化スポーツ課	—	△	○	◎
	子ども支援班	子ども支援課	—	△	○	◎
		保育課	1	△	○	◎
消防部(※)	消防本部班	消防課				
	警防班	消防署、南分署				

147 第2節 配備体制の確立
第2 災害対策本部の設置・運営
3. 災害対策本部の組織編成、分担業務
(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

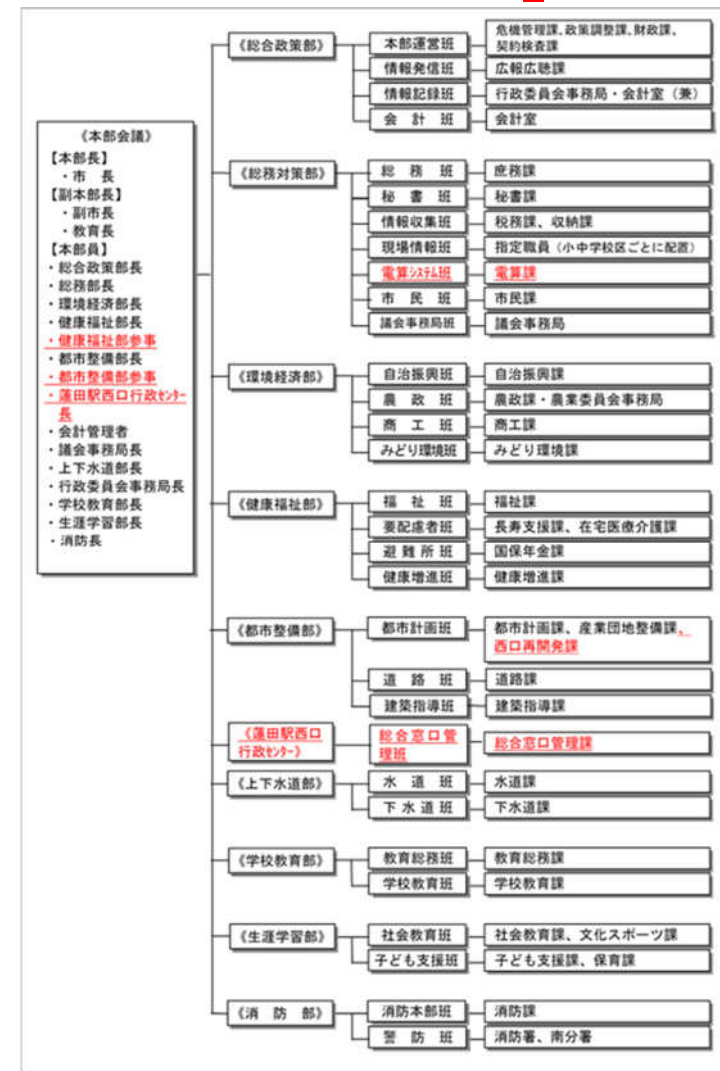
148 ■蓮田市災害対策本部組織図 [令和6年4月1日現在]



第2節 配備体制の確立
第2 災害対策本部の設置・運営
3. 災害対策本部の組織編成、分担業務
(1) 災害対策本部の組織編成

本市の災害対策本部の組織編成は、次に示すとおりである。

■蓮田市災害対策本部組織図 [令和3年4月1日現在]



(2) 各部班の分担業務

「各部班」の分担業務は、以下のとおりである。

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総合政策部 【責任者】 総合政策部長 【部員】 ・総合政策部 ・行政委員会事務局 ・会計室	本部運営班	1～4 (略)
	【班長】 危機管理課長	5. 各部班との連絡調整 <u>(応援職員の受入れ調整を含む)</u>
	【副班長】 政策調整課長	6～10 (略)
	財政課長	11. 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること
	契約検査課長	12～18 (略)
	【班員】 ・危機管理課 ・政策調整課 ・財政課 ・契約検査課	
	(略)	(略)
	電算システム班	<u>1. 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関すること</u>
	【班長】 <u>デジタル推進課長</u>	<u>2. 総合政策部内の他班が実施する活動の協力</u>
	【班員】 <u>デジタル推進課</u>	
	(略)	(略)
	(略)	(略)

注) 班名欄に【副班長】の記載の無い班は、【班長】の次席の職員が【副班長】を担当する。以下の表も同様とする。

(2) 各部班の分担業務

「各部班」の分担業務は、以下のとおりである。

■【総合政策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総合政策部 【責任者】 総合政策部長 【部員】 ・総合政策部 ・行政委員会事務局 ・会計室	本部運営班	1～4 (略)
	【班長】 危機管理課長	5. 各部班との連絡調整
	【副班長】 政策調整課長	6～10 (略)
	財政課長	11. 他の地方公共団体及び関係機関への応援要請に関すること
	契約検査課長	12～18 (略)
	【班員】 ・危機管理課 ・政策調整課 ・財政課 ・契約検査課	
	(略)	(略)
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	(略)	(略)
	(略)	(略)

注) 班名欄に【副班長】の記載の無い班は、【班長】の次席の職員が【副班長】を担当する。以下の表も同様とする。

150

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総務対策部 【責任者】 総務部長 【部員】 ・総務部 ・議会事務局	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	(略)	(略)
	総合窓口管理班 【班長】 総合窓口管理 課長 【班員】 総合窓口管理課	1. 帰宅困難者への支援 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	(略)	(略)

152

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
都市整備部 【責任者】 ・都市整備部 長 【部員】 ・都市整備部	都市計画班 【班長】 都市計画課長 【副班長】 産業団地整備 課長 【班員】 ・都市計画課 ・産業団地整備 課 <u>(削除)</u>	1. 都市整備部及び他部が実施する活動の協力 2. 災害復興対策本部の設置並びに災害復興計画の策 定
	(略)	(略)

■【総務対策部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
総務対策部 【責任者】 総務部長 【部員】 ・総務部 ・議会事務局	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	電算システム班 【班長】 電算課長 【班員】 電算課	1. 電子計算機器の被害状況の把握及び復旧に関する こと 2. 総務対策部内の他班が実施する活動の協力
	(略)	(略)
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	(略)	(略)

■【都市整備部】各班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
都市整備部 【責任者】 ・都市整備部 長 【部員】 ・都市整備部	都市計画班 【班長】 都市計画課長 【副班長】 産業団地整備 課長 【班員】 ・都市計画課 ・産業団地整備 課 ・西口再開発課	1. 都市整備部及び他部が実施する活動の協力 2. 災害復興対策本部の設置並びに災害復興計画の策 定
	(略)	(略)

(削除)

157

第3節 情報通信手段の確保

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1)・(2) (略) (3) 非常電報・緊急電報 (4) (略)	本部運営班
(略)	(略)
資料・様式	
(略)	

158

2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(3) 非常電報・緊急電報

災害対策基本法第 57 条、電気通信事業法第 8 条並びに電気通信事業法施行規則第 55 条、第 56 条の規定に基づき、非常電報及び緊急電報を活用する。

■【蓮田駅西口行政センター】班の分担業務

部 名	班 名	分 担 業 務
蓮田駅西口行政センター	総合窓口管理班	1. 帰宅困難者への支援 2. 他部が実施する活動の協力
【責任者】	【班長】	
・蓮田駅西口行政センター長	総合窓口管理課長	
【部員】	【班員】	
・蓮田駅西口行政センター	総合窓口管理課	

第3節 情報通信手段の確保

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1)・(2) (略) (3) 非常・緊急通話 (4) (略)	本部運営班
(略)	(略)
資料・様式	
(略)	

2. 県及び県内防災関係機関との情報通信手段

(3) 非常・緊急通話

災害時において電話が輻輳（ふくそう）し、通話が不能もしくは困難な場合で、応急対策等のために必要があるときは、電気通信事業法第 8 条の規定による非常・緊急通話を利用する。

163

(4) 非常通信（非常無線）（略）

3. 市民への情報伝達

(2) 安心安全メール等による情報伝達

市は、スマートフォンや携帯電話のメールを利用して、防災行政無線で放送した防災情報を、登録した住民等へ安心安全メールを配信している。

また、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メールなど、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

第5節 広域応援要請

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
資料・様式	
(略)	
➤ 災害時相互応援に関する協定【資料2. 2-6、-7】	
(略)	

165

170

2. 他市町村への応援要請

(略)

「本部運営班」は、あらかじめNTTの承諾を受けた加入電話により以下の使用方法に基づき実施する。

「各班」は、他の手段で情報伝達が困難な場合は、「本部運営班」に申し出てこの電話を活用し適切な情報伝達を行う。なお、効果的な利用を図るため、この電話は発信専用とし、電話番号は非公開とする。

■非常・緊急通話の使用方法

登録している災害時優先電話で通信相手の電話番号をダイヤルする。

(回線輻輳（ふくそう）時等においても発信が優先される措置が講じられている）

(4) 非常通話（非常無線）（略）

3. 市民への情報伝達

(2) 安心安全メール等による情報伝達

市は、スマートフォンや携帯電話のメールを利用して、防災行政無線で放送した防災情報を、登録した住民等へ安心安全メールを配信している。

また、市ホームページ、公式ツイッター、緊急速報メールなど、さまざまな伝達手段を用いて住民等へ情報を伝達する。

第5節 広域応援要請

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
資料・様式	
(略)	
➤ 災害時相互応援に関する協定【資料2. 2-6】	
(略)	

2. 他市町村への応援要請

(略)

173

(1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請

■協定並びに協定締結市町

協 定 名	協定締結市町
(略)	(略)
災害時相互応援協定	長野県松川町、 <u>東京都北区</u>

第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

3. 災害派遣要請依頼の手続き

(2) 手続き

(略)

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32 普通科連隊	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目	048-663-4241 <u>～5</u> 内線： <u>437</u> 時間外： 402

第7節 ボランティアとの連携

(略)

1. ボランティアとの連携体制

本部を設置した場合、ボランティア（医療ボランティア、被災建築物応急危険度判定士等専門技能分野のボランティアを除く。以下、同じ。）との有機的な連携を図るため、蓮田市災害ボランティアセンターを設置し次のような活動を行う。

市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会、ボランティア団体が主体となり、ボランティアの受入れ、支援ニーズとボランティア活動のマッチングなどを行う。また、市のみではボランティアが不足する場合は、県及び県災害ボランティア支援センターに支援を要請する。

(1) 災害時応援協定締結市町に対する応援要請

■協定並びに協定締結市町

協 定 名	協定締結市町
(略)	(略)
災害時相互応援協定	長野県松川町

第6節 自衛隊の災害派遣要請依頼

3. 災害派遣要請依頼の手続き

(2) 手続き

(略)

名 称	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第1師団 第32 普通科連隊	埼玉県さいたま市北区日進町1丁目	048-663-4241 内線： <u>439</u> 時間外： 402

第7節 ボランティアとの連携

(略)

1. ボランティアとの連携体制

本部を設置した場合、ボランティア（医療ボランティア、応急危険度判定士等専門技能分野のボランティアを除く。以下、同じ。）との有機的な連携を図るため、蓮田市災害ボランティアセンターを設置し次のような活動を行う。

179 第3章 初動対応期における災害応急対策活動

第1節 地震に関する情報の収集・伝達
(略)

1. 地震情報の収集・伝達

本市域における震度は、市庁舎に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を通じて市民に伝達する。気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

187 第3節 災害情報の収集・伝達・共有

2. 県への伝達

(1) 災害発生速報の報告

■報告先（県）

	県が警戒体制を施行する前	県が警戒又は非常体制を施行したとき
勤務時間内 (土、日、祭日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線()はFAX (地上系) <u>85-279-951(950)</u> (衛星系) <u>89-279-951(950)</u>	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線()はFAX (地上系) <u>85-279-951(950)</u> (衛星系) <u>89-279-951(950)</u>
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線()はFAX (地上系) <u>85-200-951(950)</u> (衛星系) <u>89-200-951(950)</u>	〈県災害対策本部設置後〉 危機管理防災部災害対策課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159

第3章 初動対応期における災害応急対策活動

第1節 地震に関する情報の収集・伝達
(略)

1. 地震情報の収集・伝達

本市域における震度は、市庁舎に設置した計測震度計により把握し、必要に応じ市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター等を通じて市民に伝達する。気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報、地震情報については、県防災行政無線、ラジオ、テレビ等を通じて入手する。

第3節 災害情報の収集・伝達・共有

2. 県への伝達

(1) 災害発生速報の報告

■報告先（県）

	県が警戒体制を施行する前	県が警戒又は非常体制を施行したとき
勤務時間内 (土、日、祭日、年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分まで)	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線 (地上系) <u>*985-279-203</u> (衛星系) <u>*989-279-203</u>	利根地域振興センター 電話 048-555-1110 FAX 048-554-4442 防災行政無線 (地上系) <u>*985-279-203</u> (衛星系) <u>*989-279-203</u>
勤務時間外	危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 防災行政無線 (地上系) <u>*985-200-6-8111</u> (衛星系) <u>*989-200-6-8111</u>	〈県災害対策本部設置後〉 危機管理防災部災害対策課 電話 048-830-8181 FAX 048-830-8159

190

第4節 広報

2. 市民への直接の広報

(1) 市民への広報

■市民への広報手順

(略)

③ 「情報発信班」は、集まった広報情報を市防災行政無線（固定系）での放送、安心安全メール、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メール及び広報車の巡回等により市民への広報を行う。

(略)

211

第10節 避難

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
資料・様式	
➤ (略) ➤ 原子力災害等における焼津市民の県外広域避難に関する協定【資料2. 2-8】 ➤ (略)	

2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

(1) 手順

「本部運営班」は、1. の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ、公式SNS、緊急速報メール及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は「情報発信班」及び「情報収集班」が実施）。

第4節 広報

2. 市民への直接の広報

(1) 市民への広報

■市民への広報手順

(略)

③ 「情報発信班」は、集まった広報情報を市防災行政無線（固定系）での放送、安心安全メール、市ホームページ、公式ツイッター、緊急速報メール及び広報車の巡回等により市民への広報を行う。

(略)

第10節 避難

(略)

【活動項目】

活 動 概 要	担当班等
(略)	(略)
資料・様式	
➤ (略) ➤ (追加) ➤ (略)	

2. 避難情報の発令、警戒区域の設定

(1) 手順

「本部運営班」は、1. の状況を本部長に報告し、本部長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。

避難情報の発令、警戒区域の設定を行う場合は、市防災行政無線（固定系）、安心安全メール、市ホームページ、公式ツイッター、緊急速報メール及び広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて迅速な市民への伝達に努める（伝達は「情報発信班」及び「情報収集班」が実施）。

215	3. 避難誘導 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。 そのため、「要配慮者班」及び「福祉班」は、避難支援等関係者の協力を得て、個別<u>避難</u>計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。	3. 避難誘導 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 要配慮者の中でも介助人の欠如、補装具の破損、避難所までの安全な避難が困難（特に知的・視覚・聴覚障がい者）等によって、自力による避難所への移動が困難な避難行動要支援者については、避難誘導が必要となる。 そのため、「要配慮者班」及び「福祉班」は、避難支援等関係者の協力を得て、個別計画に従い避難行動要支援者名簿情報を共有して避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導を行う。
216	7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ 市は防災協定を締結している市町の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。 <u>中部電力浜岡原子力発電所による原子力災害発生時に、静岡県焼津市民が県外へ避難する場合は、協定に基づき、焼津市からの要請（静岡県及び埼玉県経由）により受入れを行う。</u>	7. 市外（県外を含む）からの避難者の受入れ 市は防災協定を締結している市町の避難者はもとより、県内外を問わず広域避難者に対して可能な限り避難所の調整を行い、積極的に受け入れる。
228	第13節 食料の供給 2. 食料の確保・輸送 (8) 米穀の調達 「農政班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。 ① 南彩農業協同組合を通じての調達 南彩農業協同組合との協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、南彩農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は（1）と同様に民間輸送業者等の協力を求める。 ② 県を通じての調達 ① のみでは不足する場合、知事に調達を要請する。 また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省<u>農産局長</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知）に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。	第13節 食料の供給 2. 食料の確保・輸送 (8) 米穀の調達 「農政班」は、米穀の調達が必要な場合、以下により米穀を調達する。 ① 南彩農業協同組合を通じての調達 南彩農業協同組合との協定に基づき、米穀の確保及び避難所等への輸送を要請する。輸送は原則として、南彩農業協同組合に要請するものとするが、これが難しい場合は（1）と同様に民間輸送業者等の協力を求める。 ② 県を通じての調達 ② のみでは不足する場合、知事に調達を要請する。 また、交通・通信の途絶等のため被災地が孤立化し、災害救助法が発動され応急食料が必要と認められる場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で、農林水産省<u>生産局長</u>に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局通知）に基づき政府所有米の緊急引渡しを要請する。

243

第17節 ライフラインの応急復旧

3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

247

第19節 帰宅困難者対策

1. 帰宅困難者への情報提供等

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	▶ 帰宅困難者の誘導 ▶ 市防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等による情報提供駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
(略)	(略)	(略)
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	▶ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板（web171）のサービス提供
(略)	(略)	

249

3. 帰宅支援

■各機関の役割分担

実施機関	役割
(略)	(略)
東京電力パワーグリッド(株)	▶ 帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給
(略)	(略)

第17節 ライフラインの応急復旧

3. 被害状況・応急対策の進捗状況に関する広報

各事業者は、当該施設等の被害状況・応急対策の進捗状況について、逐次報道機関、広報車、チラシ等を用いて市民に広報する。

事業者から通報を受けた市は、各事業者が広域的な応援を求めて応急対策を実施する場合、また、市民向けの広報を行う場合、市防災行政無線（固定系）や市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター等の使用、プレスルームの提供、広報車の貸し出し等を行い、迅速な応急対策を支援する。

第19節 帰宅困難者対策

1. 帰宅困難者への情報提供等

■各機関が実施する対策内容

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	▶ 帰宅困難者の誘導 ▶ 市防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター等による情報提供駅周辺帰宅困難者対策協議会を活用した情報提供
(略)	(略)	(略)
携帯電話事業者	安否確認手段の提供	▶ 災害用伝言板のサービス提供
(略)	(略)	

3. 帰宅支援

■各機関の役割分担

実施機関	役割
(略)	(略)
東京電力パワーグリッド(株)	▶ 沿道照明の確保
(略)	(略)

252	第4章 救援期における災害応急対策活動 第2節 広報広聴 4. 市外避難者への広報 市外避難者への広報は、次により実施する。 (略) ■市外避難者への広報手順 <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式SNSなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式SNSなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。	(略)	第4章 救援期における災害応急対策活動 第2節 広報広聴 4. 市外避難者への広報 市外避難者への広報は、次により実施する。 (略) ■市外避難者への広報手順 <table><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式ツイッターなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式ツイッターなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。	(略)
(略)								
② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式SNSなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。								
(略)								
(略)								
② 「避難所班」は、避難所運営委員会から市外避難者に関する情報を入手するとともに、①で連絡のなかった市外避難者を把握するため、市ホームページ、公式ツイッターなどで避難先等の申し出を行うよう呼びかける。								
(略)								
253	第3節 避難所の運営 避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げる。<u>女性と男性の双方のニーズに配慮した避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性が含まれるよう配慮する。また、特定の活動（例えば食事づくりや片付け等）が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないように配慮する。避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者や自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。</u>	第3節 避難所の運営 避難所の運営は、開設当初は市職員を中心に運営し、その後（避難所の開設が3日以上に及ぶ場合）は、自主防災組織などの地区組織及び避難者による自主運営組織を立ち上げ、<u>市、関係団体及びボランティアの協力のもと、避難所の円滑な運営と避難者間の融和を図っていくものとする。</u>						
255	5. 避難所の生活環境への配慮 (4) 要配慮者への配慮 「福祉班」及び「要配慮者班」は、「関係各班」及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。 <u>特に福祉避難所については、通常の避難所よりも要配慮者のために特別な配慮がなされた 避難所として指定されているものであることに留意し、物資・資機材について配慮する。また、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>	5. 避難所の生活環境への配慮 (4) 要配慮者への配慮 「福祉班」及び「要配慮者班」は、「関係各班」及び市災害ボランティアセンター等関係機関の協力を得て、被災し避難所で生活する要配慮者を支援する（避難所施設・設備の配慮、食料、水、生活必需品等の給与における配慮、情報伝達における配慮、相談体制の整備等）。 <u>また、避難所での対応が難しいときは、必要に応じて福祉避難所を設置することとし、その場合は、次の事項に留意する。</u>						

第6節 応急住宅対策

2. 被災住宅の応急修理

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
(略)	(略)
修理の <u>期間</u>	災害発生の日から、 <u>3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内）</u> に完了する。
(略)	(略)

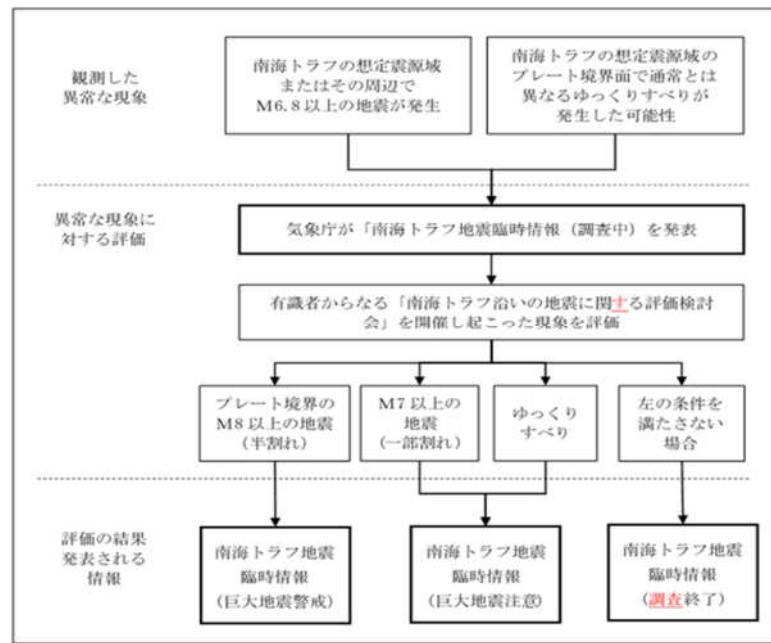
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1. 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第6節 応急住宅対策

2. 被災住宅の応急修理

(2) 応急修理方法

災害救助法が適用された場合の応急修理の方法は、以下に示すとおりである。

項目	内容
(略)	(略)
修理の <u>時期</u>	災害発生の日から、原則として1か月以内に完了するものとする。
(略)	(略)

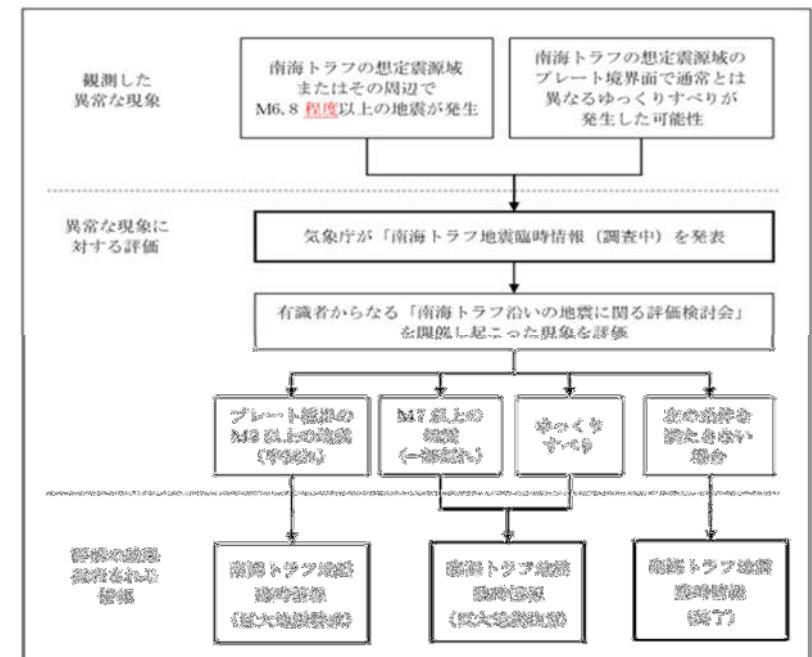
第5章 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置

第2節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

第1 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

1. 南海トラフ地震臨時情報の関係機関への伝達

■南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ



第3編 災害応急対策計画 第2部 風水害

頁	新	旧																																																																																																																																																																				
301	第2章 活動体制の確立 第1節 配備体制と動員計画 第2 動員計画 (2) 警戒体制（水防本部体制）の動員計画 (略) ■警戒体制（水防本部体制）の動員計画 <table><tr><th>水防本部</th><th>部</th><th>課</th><th>動員数</th><th>備考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">排水対策班</td><td rowspan="5">都市整備部</td><td>道路課</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td>都市計画課</td><td rowspan="4">7</td><td></td></tr><tr><td>産業団地整備課</td><td></td></tr><tr><td>建築指導課</td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">交通対策班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>会計室</td><td>会計室</td><td rowspan="3">2</td><td></td></tr><tr><td>行政委員会</td><td>行政委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>議会事務局</td><td>議会事務局</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>生涯学習部</td><td>(略)</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">市民対策班</td><td rowspan="5">総合政策部</td><td>政策調整課</td><td rowspan="5">7</td><td rowspan="5">左のうち、2名は本部運営班の補助を行う</td></tr><tr><td>財政課</td></tr><tr><td>広報広聴課</td></tr><tr><td>契約検査課</td></tr><tr><td>デジタル推進課</td></tr><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>秘書課</td><td rowspan="5">11</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>庶務課</td></tr><tr><td>市民課</td></tr><tr><td>税務課</td></tr><tr><td>収納課</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>総合窓口管理課</td><td></td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	水防本部	部	課	動員数	備考	(略)	(略)	(略)	(略)		排水対策班	都市整備部	道路課	7		都市計画課	7		産業団地整備課		建築指導課		(削除)		(略)	(略)	(略)	(略)		交通対策班	(略)	(略)	(略)		会計室	会計室	2		行政委員会	行政委員会事務局		議会事務局	議会事務局		(略)	(略)	(略)		生涯学習部	(略)	4		市民対策班	総合政策部	政策調整課	7	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う	財政課	広報広聴課	契約検査課	デジタル推進課	総務部	秘書課	11		庶務課	市民課	税務課	収納課	(削除)		総合窓口管理課		(削除)	(削除)	(削除)		(略)	(略)	(略)	(略)		第2章 活動体制の確立 第1節 配備体制と動員計画 第2 動員計画 (2) 警戒体制（水防本部体制）の動員計画 (略) ■警戒体制（水防本部体制）の動員計画 <table><tr><th>水防本部</th><th>部</th><th>課</th><th>動員数</th><th>備考</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">排水対策班</td><td rowspan="5">都市整備部</td><td>道路課</td><td>7</td><td></td></tr><tr><td>都市計画課</td><td rowspan="4">7</td><td></td></tr><tr><td>産業団地整備課</td><td></td></tr><tr><td>建築指導課</td><td></td></tr><tr><td>西口再開発課</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="5">交通対策班</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>会計室</td><td>会計室</td><td rowspan="3">3</td><td></td></tr><tr><td>行政委員会</td><td>行政委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>議会事務局</td><td>議会事務局</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>生涯学習部</td><td>(略)</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td rowspan="10">市民対策班</td><td rowspan="5">総合政策部</td><td>政策調整課</td><td rowspan="5">6</td><td rowspan="5">左のうち、2名は本部運営班の補助を行う</td></tr><tr><td>財政課</td></tr><tr><td>広報広聴課</td></tr><tr><td>契約検査課</td></tr><tr><td>(追加)</td></tr><tr><td rowspan="5">総務部</td><td>秘書課</td><td rowspan="5">11</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>庶務課</td></tr><tr><td>市民課</td></tr><tr><td>税務課</td></tr><tr><td>収納課</td></tr><tr><td>電算課</td><td></td></tr><tr><td>(追加)</td><td></td></tr><tr><td>蓮田駅西口行政センター</td><td>総合窓口管理課</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td></td></tr></table>	水防本部	部	課	動員数	備考	(略)	(略)	(略)	(略)		排水対策班	都市整備部	道路課	7		都市計画課	7		産業団地整備課		建築指導課		西口再開発課		(略)	(略)	(略)	(略)		交通対策班	(略)	(略)	(略)		会計室	会計室	3		行政委員会	行政委員会事務局		議会事務局	議会事務局		(略)	(略)	(略)		生涯学習部	(略)	3		市民対策班	総合政策部	政策調整課	6	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う	財政課	広報広聴課	契約検査課	(追加)	総務部	秘書課	11		庶務課	市民課	税務課	収納課	電算課		(追加)		蓮田駅西口行政センター	総合窓口管理課	1		(略)	(略)	(略)	(略)	
水防本部	部	課	動員数	備考																																																																																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
排水対策班	都市整備部	道路課	7																																																																																																																																																																			
		都市計画課	7																																																																																																																																																																			
		産業団地整備課																																																																																																																																																																				
		建築指導課																																																																																																																																																																				
		(削除)																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
交通対策班	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
	会計室	会計室	2																																																																																																																																																																			
	行政委員会	行政委員会事務局																																																																																																																																																																				
	議会事務局	議会事務局																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
生涯学習部	(略)	4																																																																																																																																																																				
市民対策班	総合政策部	政策調整課	7	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う																																																																																																																																																																		
		財政課																																																																																																																																																																				
		広報広聴課																																																																																																																																																																				
		契約検査課																																																																																																																																																																				
		デジタル推進課																																																																																																																																																																				
	総務部	秘書課	11																																																																																																																																																																			
		庶務課																																																																																																																																																																				
		市民課																																																																																																																																																																				
		税務課																																																																																																																																																																				
		収納課																																																																																																																																																																				
(削除)																																																																																																																																																																						
総合窓口管理課																																																																																																																																																																						
(削除)	(削除)	(削除)																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
水防本部	部	課	動員数	備考																																																																																																																																																																		
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
排水対策班	都市整備部	道路課	7																																																																																																																																																																			
		都市計画課	7																																																																																																																																																																			
		産業団地整備課																																																																																																																																																																				
		建築指導課																																																																																																																																																																				
		西口再開発課																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
交通対策班	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
	会計室	会計室	3																																																																																																																																																																			
	行政委員会	行政委員会事務局																																																																																																																																																																				
	議会事務局	議会事務局																																																																																																																																																																				
	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			
生涯学習部	(略)	3																																																																																																																																																																				
市民対策班	総合政策部	政策調整課	6	左のうち、2名は本部運営班の補助を行う																																																																																																																																																																		
		財政課																																																																																																																																																																				
		広報広聴課																																																																																																																																																																				
		契約検査課																																																																																																																																																																				
		(追加)																																																																																																																																																																				
	総務部	秘書課	11																																																																																																																																																																			
		庶務課																																																																																																																																																																				
		市民課																																																																																																																																																																				
		税務課																																																																																																																																																																				
		収納課																																																																																																																																																																				
電算課																																																																																																																																																																						
(追加)																																																																																																																																																																						
蓮田駅西口行政センター	総合窓口管理課	1																																																																																																																																																																				
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																																																																																			

(3) 非常体制の動員計画

非常体制の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■非常体制【各部班】の動員計画

災害対策本部各部班		非常体制		担当部署
		第1配備	第2配備	
総合政策部	本部運営班	◎	◎	危機管理課
		◎	◎	政策調整課
		◎	◎	財政課、契約検査課
	情報発信班	○	◎	広報広聴課
	<u>電算システム班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>デジタル推進課</u>
	情報記録班	○	◎	行政委員会事務局
総務対策部	会計班	○	◎	会計室
	総務班	○	◎	庶務課
	秘書班	○	◎	秘書課
	情報収集班	○	◎	税務課、収納課
	現場情報班	○	◎	指名職員
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	市民班	○	◎	市民課
	<u>総合窓口管理班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>総合窓口管理課</u>
都市整備部	議会事務局班	○	◎	議会事務局
	(略)	(略)	(略)	(略)
	都市計画班	○	◎	都市計画課、産業団地整備課
	道路班	◎	◎	道路課
	建築指導班	○	◎	建築指導課
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 非常体制の動員計画

非常体制の動員配備基準は、原則として以下のとおりである。

なお、災害の状況により、適時増員・減員を行う。

■非常体制【各部班】の動員計画

災害対策本部各部班		非常体制		担当部署
		第1配備	第2配備	
総合政策部	本部運営班	◎	◎	危機管理課
		◎	◎	政策調整課
		◎	◎	財政課、契約検査課
	情報発信班	○	◎	広報広聴課
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	情報記録班	○	◎	行政委員会事務局
総務対策部	会計班	○	◎	会計室
	総務班	○	◎	庶務課
	秘書班	○	◎	秘書課
	情報収集班	○	◎	税務課、収納課
	現場情報班	○	◎	指名職員
	<u>電算システム班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>電算課</u>
	市民班	○	◎	市民課
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
都市整備部	議会事務局班	○	◎	議会事務局
	(略)	(略)	(略)	(略)
	都市計画班	○	◎	都市計画課、産業団地整備課、 <u>西口再開発課</u>
	道路班	◎	◎	道路課
	建築指導班	○	◎	建築指導課
<u>蓮田駅西口行政センター</u>	<u>総合窓口管理班</u>	<u>○</u>	<u>◎</u>	<u>総合窓口管理課</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

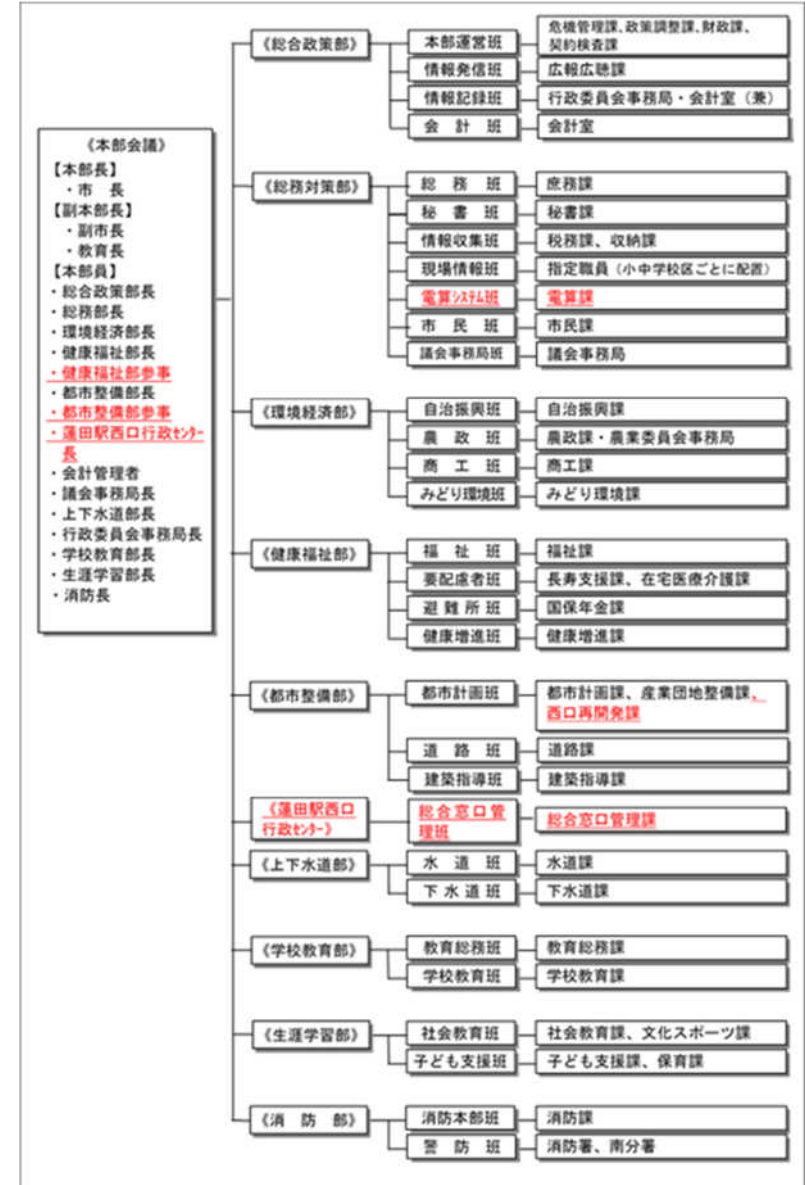
306 第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図 [令和6年4月1日現在]



第2節 災害対策本部の設置・運営

■蓮田市災害対策本部組織図 [令和3年4月1日現在]



310	第3章 警戒活動期における災害応急対策活動 第1節 風水害に関する情報の収集・伝達 2. 風水害に関する情報の伝達 (5) 一般住民 「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を用いて、入手した情報を住民に伝達する。（「3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ」（p311）参照）	第3章 警戒活動期における災害応急対策活動 第1節 風水害に関する情報の収集・伝達 2. 風水害に関する情報の伝達 (5) 一般住民 「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター等を用いて、入手した情報を住民に伝達する。（「3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ」（p311）参照）
311	3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ 被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。 また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。	3. 被害の未然・拡大防止のための住民への呼びかけ 被害が発生するおそれが高くなる等、必要な場合、「危機管理課（本部運営班）」及び「広報広聴課（市民対策班）」は、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター等を活用し、市民等に対し危険箇所からの避難等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い住民に注意を喚起する。 また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。
317	第3節 避難 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 「本部運営班」は、1. の状況を市長に報告し、市長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。 「本部運営班」及び「市民対策班（広報広聴課）」は、避難情報の発令、警戒区域の設定について、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。	第3節 避難 2. 避難情報の発令、警戒区域の設定 (1) 手順 「本部運営班」は、1. の状況を市長に報告し、市長は必要に応じて避難情報の発令、警戒区域の設定を行う。 「本部運営班」及び「市民対策班（広報広聴課）」は、避難情報の発令、警戒区域の設定について、市防災行政無線（固定系）、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター、広報車、報道機関への報道依頼等あらゆる手段を用いて住民へ迅速に広報する。

第3編 災害応急対策計画 第3部 事故災害

頁	新	旧
332	第2章 事故災害への対応 第1節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害応急対策 (略)	第2章 事故災害への対応 第1節 危険物等災害対策計画 第1 危険物等災害応急対策 (略)

■危険物施設設置の状況 [令和 5 年 3 月 31 日現在]

危険物施設		蓮田市消防本部管内
製造所		4
貯蔵所	屋内貯蔵所	20
	屋外貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	23
	地下タンク貯蔵所	21
	移動タンク貯蔵所	8
取扱所	給油取扱所	19
	一般取扱所	20

出典：「消防年報 令和 4 年版」（蓮田市消防本部）

342

第 2 章 事故災害への対応

第 2 節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

6. 退避・避難収容活動等

（6）市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式 SNS、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

347

第 3 章 広域放射能汚染災害対策

2. 環境汚染対策

（略）

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東日本大震災福島第一原子力発電所の事故の際には、市内の大気中の放射線量について、シンチレーション方式の機器を使用し、市役所、

■危険物施設設置の状況 [令和 3 年 3 月 31 日現在]

危険物施設		蓮田市消防本部管内
製造所		4
貯蔵所	屋内貯蔵所	19
	屋外貯蔵所	1
	屋内タンク貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	23
	地下タンク貯蔵所	21
	移動タンク貯蔵所	8
取扱所	給油取扱所	19
	一般取扱所	20

出典：「消防年報 令和 2 年版」（蓮田市消防本部）

第 2 章 事故災害への対応

第 2 節 放射性物質事故及び広域放射能汚染災害対策

6. 退避・避難収容活動等

（6）市民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

市及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式 ツイッター、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

第 3 章 広域放射能汚染災害対策

2. 環境汚染対策

（略）

また、廃棄物の焼却灰から危険なレベルの放射線が観測される場合は、適切な方法でのごみ処理などを検討し、対応策を実施する。

なお、市では東日本大震災福島第一原子力発電所の事故以降、市内の大気中の放射線量について、シンチレーション方式の機器を使用し、市役所、小

352

小中学校、7 公園、9 保育園及び 5 私立幼稚園で定期的に測定を行っていたほか、市民から依頼のあった地点の測定を行っていた。

平成 24 年 9 月以降は毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所は確認されていない。

3. 食品安全確保対策

市は、市内を流通する食品や市民が持ち込んだ食品の放射線量の検査を実施し、これらの検査結果等の安全な食品の情報を市民に提供している。

第 5 節 道路災害対策計画

1. 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）、東日本 <u>高速</u> 道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県、関係都県および国、東日本 <u>高速</u> 道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査班を編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
(略)	(略)

中学校、7 公園、9 保育園及び 5 私立幼稚園で定期的に測定を行っているほか、市民から依頼のあった地点の測定を行っている。

このうち、測定値が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上を示した箇所については、一定の期間を置いた後、再測定を行うこととする。

平成 24 年 9 月以降は毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の箇所は確認されていない。

3. 食品安全確保対策

市は、市内を流通する食品や市民が持ち込んだ食品の放射線量の検査を実施し、これらの検査結果等の安全な食品の情報を市民に提供している。

また、保育園や小・中学校の給食用食材について、定期的に放射性物質検査を実施している。

第 5 節 道路災害対策計画

1. 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

災害に関する情報の収集及び連絡は、以下のとおり実施する。

■災害情報の収集・連絡

区分	内容
事故情報等の連絡	道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係都県及び国（国土交通省）、東日本道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。
災害発生直後の被害情報の収集・連絡	道路管理者は、被害状況を県、関係都県および国、東日本道路(株)等と相互に連絡を取り合うものとする。 また、市は、調査班を編成し、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。
(略)	(略)

353	6. 的確な情報伝達活動 (1) 被災者等への情報伝達活動 市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式SNS、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。	6. 的確な情報伝達活動 (1) 被災者等への情報伝達活動 市は、県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 また、情報提供にあたっては、防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、公式ツイッター、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人といった要配慮者に対して十分に配慮する。
-----	---	---

第4編 災害復旧・復興計画

頁	新	旧																			
377	第2章 災害復旧 第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援 2. 被災農林事業者への融資 (2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資 (略) ■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>年 <u>0.60</u>～<u>1.00</u>% (令和 <u>6</u>年 <u>1</u>月 <u>18</u>日現在)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第2章 災害復旧 第3節 被災中小企業、農林事業者の再建等の支援 2. 被災農林事業者への融資 (2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資 (略) ■日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td>年 <u>0.16</u>～<u>0.30</u>% (令和 <u>3</u>年 <u>7</u>月 <u>19</u>日現在)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	項目	内容	(略)	(略)	貸付利率	年 <u>0.60</u> ～ <u>1.00</u> % (令和 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月 <u>18</u> 日現在)	(略)	(略)	(略)	(略)	項目	内容	(略)	(略)	貸付利率	年 <u>0.16</u> ～ <u>0.30</u> % (令和 <u>3</u> 年 <u>7</u> 月 <u>19</u> 日現在)	(略)	(略)	(略)	(略)
項目	内容																				
(略)	(略)																				
貸付利率	年 <u>0.60</u> ～ <u>1.00</u> % (令和 <u>6</u> 年 <u>1</u> 月 <u>18</u> 日現在)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
項目	内容																				
(略)	(略)																				
貸付利率	年 <u>0.16</u> ～ <u>0.30</u> % (令和 <u>3</u> 年 <u>7</u> 月 <u>19</u> 日現在)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				

頁

3

23

新

旧

(参考)蓮田市防災会議委員名簿

(令和5年4月1日現在)

委員種別	区 分	機 関 名	役 職
(略)	(略)	(略)	(略)
6号委員	市長がその部内の職員のうちから指名する者	蓮田市	副市長
		蓮田市	健康福祉部長
		蓮田市	総務部参事
(略)	(略)	(略)	(略)

資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

『蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱』

平成29年2月24日市長決裁

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の自主防災組織又は自治会(以下この条において「自主防災組織等」という。)に所属し、当該自主防災組織の代表者の推薦を受けた者

(2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(参考)蓮田市防災会議委員名簿

(令和3年4月1日現在)

委員種別	区 分	機 関 名	役 職
(略)	(略)	(略)	(略)
6号委員	市長がその部内の職員のうちから指名する者	蓮田市	副市長
		蓮田市	総合政策部長
		蓮田市	上下水道部長
(略)	(略)	(略)	(略)

資料 1. 9 蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱

『蓮田市防災士資格取得支援補助金交付要綱』

平成29年2月24日市長決裁

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、市内に住所を有するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内の自主防災会に所属し、当該自主防災組織の代表者の推薦を受けた者

(2) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして市内の自主防災組織等で活動する意思のある者

(補助事業者の責務)

第9条 補助事業者は、自主防災会活動及び市が実施する防災に関する施策に対し、積極的に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

28

資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）

『他市町との災害時相互応援協定』

	番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
相互 応援 等	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	7	<u>北区と蓮田市 との災害時に おける相互応 援に関する協 定</u>	<u>東京都北区</u>	<u>令和 5 年 3 月 17 日</u>	<u>災害時の相互応援 (生活必需品等の 提供、資機材等の 提供、職員の派 遣、施設の提供)</u>
その他	8	<u>原子力災害時 における焼津 市民の県外広 域避難に関す る協定</u>	<u>静岡県焼津市</u>	<u>令和 5 年 3 月 27 日</u>	<u>原子力災害時に おける避難者の受入 れ</u>

29

資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）

『消防機関との災害時相互応援協定』

番 号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
<u>(削 除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

資料 2. 2 災害時における協定一覧（他市町）

『他市町との災害時相互応援協定』

番号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

資料 2. 4 災害時における協定一覧（消防機関）

『消防機関との災害時相互応援協定』

番 号	協定名	相手方の名称	締結 年月日	協定内容
<u>1</u>	<u>伊奈町・蓮田市 消防相互応援 協定</u>	<u>伊奈町</u>	<u>平成 18 年 11 月 14 日</u>	<u>相互の消防力を活用 して災害による被害 を最小限に防止する ことを目的とする(災 害特定なし)</u>
<u>2</u>	<u>上尾市・蓮田市 消防相互応援 協定</u>	<u>上尾市</u>	<u>平成 18 年 12 月 1 日</u>	<u>相互の消防力を活用 して災害による被害 を最小限に防止する ことを目的とする(災 害特定なし)</u>

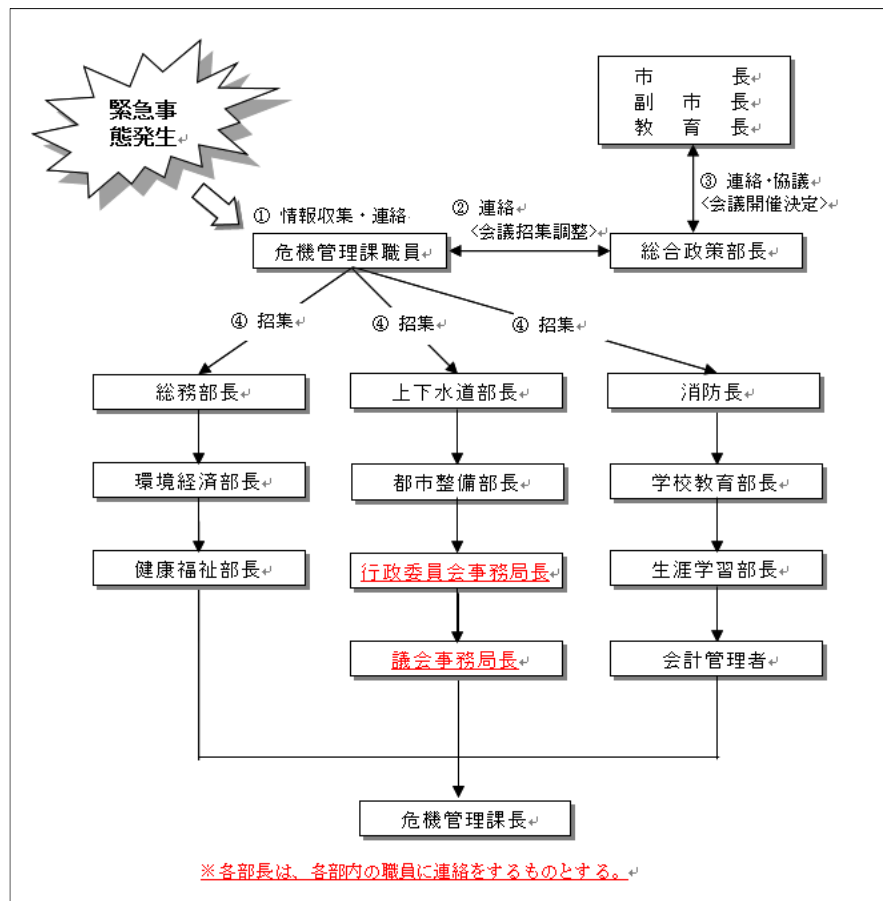
		<u>1</u>	さいたま市・蓮田市消防相互応援協定	さいたま市	平成 18 年 9 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (災害特定なし)
		<u>2</u>	埼玉県央広域・蓮田市消防相互応援協定	埼玉県央広域	平成 19 年 1 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (災害特定なし)
		<u>3</u>	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防 4 含む一部事務組合	平成 19 年 7 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
		<u>4</u>	蓮田市・久喜市消防相互応援協定	久喜市	平成 24 年 6 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (消防団)(災害特定なし)
		<u>5</u>	白岡市・蓮田市消防相互応援協定	白岡市	平成 25 年 4 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (消防団)(災害特定なし)
		<u>3</u>	さいたま市・蓮田市消防相互応援協定	さいたま市	平成 18 年 9 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (災害特定なし)
		<u>4</u>	埼玉県央広域・蓮田市消防相互応援協定	埼玉県央広域	平成 19 年 1 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (災害特定なし)
		<u>5</u>	埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防 4 含む一部事務組合	平成 19 年 7 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする
		<u>6</u>	蓮田市・久喜市消防相互応援協定	久喜市	平成 24 年 6 月 6 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (消防団)(災害特定なし)
		<u>7</u>	白岡市・蓮田市消防相互応援協定	白岡市	平成 25 年 4 月 1 日	相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする (消防団)(災害特定なし)

		<u>6</u>	蓮田市・埼玉東 部消防組合消 防相互応援協 定	埼玉東部消防組 合	平成 25 年 4 月 26 日	相互の消防力を活 用して災害による 被害を最小限に防 止することを目的 とする(消防団除 く、災害特定なし)		<u>8</u>	蓮田市・埼玉 東部消防組合 消防相互応援 協定	埼玉東部消防組 合	平成 25 年 4 月 26 日	相互の消防力を活 用して災害による 被害を最小限に防 止することを目的 とする(消防団除 く、災害特定なし)
		<u>7</u>	東北高速道路 管内市町・組合 (火災・救急)間 の消防相互応 援協定	川口市・さいた ま市・埼玉東部 消防組合・羽生 市・群馬県館林 地区消防組合	平成 27 年 3 月 27 日	相互の消防力を活 用して災害による 被害を最小限に防 止することを目的 とする		<u>9</u>	東北高速道路 管内市町・組 合(火災・救 急)間の消防 相互応援協定	川口市・さいた ま市・埼玉東部 消防組合・羽生 市・群馬県館林 地区消防組合	平成 27 年 3 月 27 日	相互の消防力を活 用して災害による 被害を最小限に防 止することを目的 とする
		<u>8</u>	<u>上尾市・蓮田市 消防相互応援 協定</u>	<u>上尾市</u>	<u>令和 5 年 3 月 24 日</u>	<u>相互の消防力を活 用して災害による 被害を最小限に防 止することを目的 とする(災害特定な し)</u>		<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

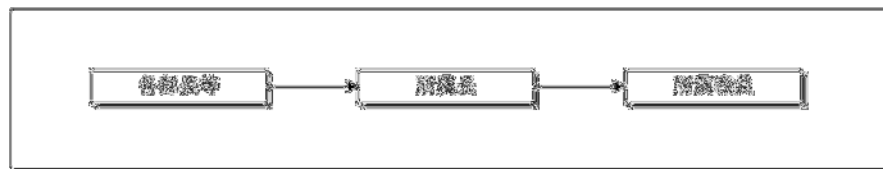
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網

『緊急対策会議等連絡網』

■危機管理課職員から各部長等への招集連絡



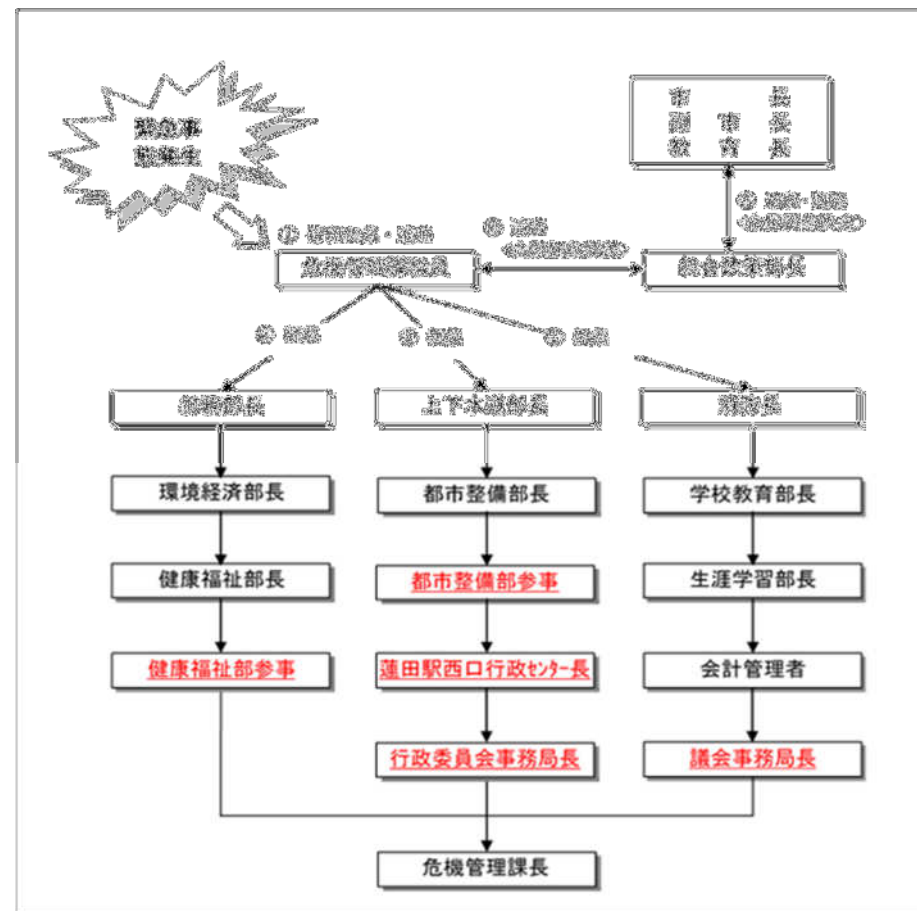
■各部長等から所属長、所属職員への招集連絡



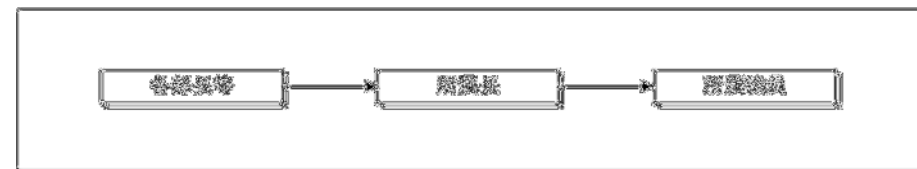
資料 3. 2 緊急対策会議等連絡網

『緊急対策会議等連絡網』

■危機管理課職員から各部長等への招集連絡



■各部長等から所属長、所属職員への招集連絡



37

資料4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

『気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準』

■警報・注意報発表基準一覧〔令和5年6月8日現在、発表官署 熊谷地方気象台〕

熊谷市	府県予報区	埼玉県
	一次細分区域	南部
警報	市町村等をまとめた地域	南東部
	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 15 流域雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 15
洪水	洪水	流域雨量指数基準 15 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
	洪水	流域雨量指数基準 15 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
暴風	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
大雪	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
波浪	波浪	有義波高
	波浪	有義波高
高潮	高潮	潮位
	高潮	潮位
注意報	大雨	表面雨量指数基準 7 流域雨量指数基準 117 土壌雨量指数基準 117
	洪水	流域雨量指数基準 7 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
強風	強風	平均風速 11m/s
	風雪	平均風速 11m/s 雪を伴う
大雪	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
波浪	波浪	有義波高
	波浪	有義波高
高潮	高潮	潮位
	高潮	潮位
雷	雷	落雷等で被害が予想される場合
	雷	落雷等で被害が予想される場合
融雪	融雪	視程 100m
	融雪	視程 100m
濃霧	濃霧	最小湿度25% 実効湿度55%
	濃霧	最小湿度25% 実効湿度55%
乾燥	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
なだれ	なだれ	最低気温-6℃以下*2
	なだれ	最低気温-6℃以下*2
低温	低温	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	低温	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
霜	霜	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
	霜	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
着氷・着雪	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

注) ※1：(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

※2：冬期の気温は熊谷地方気象台の値

特別警報の発表基準一覧

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や暴風が吹くと予想される場合
高潮	同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される

資料4. 2 気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準

『気象等の予報、警報及び特別警報の種類と発表基準』

■警報・注意報発表基準一覧〔令和3年6月8日現在、発表官署 熊谷地方気象台〕

熊谷市	府県予報区	埼玉県
	一次細分区域	南部
警報	市町村等をまとめた地域	南東部
	(浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準 15 流域雨量指数基準 15 土壌雨量指数基準 15
洪水	洪水	流域雨量指数基準 15 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
	洪水	流域雨量指数基準 15 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
暴風	暴風	平均風速 20m/s
	暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
大雪	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ10cm
波浪	波浪	有義波高
	波浪	有義波高
高潮	高潮	潮位
	高潮	潮位
注意報	大雨	表面雨量指数基準 7 流域雨量指数基準 117 土壌雨量指数基準 117
	洪水	流域雨量指数基準 7 複合基準*1 指定河川洪水予報による基準
強風	強風	平均風速 11m/s
	風雪	平均風速 11m/s 雪を伴う
大雪	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ5cm
波浪	波浪	有義波高
	波浪	有義波高
高潮	高潮	潮位
	高潮	潮位
雷	雷	落雷等で被害が予想される場合
	雷	落雷等で被害が予想される場合
融雪	融雪	視程 100m
	融雪	視程 100m
濃霧	濃霧	最小湿度25% 実効湿度55%
	濃霧	最小湿度25% 実効湿度55%
乾燥	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%
なだれ	なだれ	最低気温-6℃以下*2
	なだれ	最低気温-6℃以下*2
低温	低温	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
	低温	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下
霜	霜	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
	霜	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
着氷・着雪	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)で被害が予想される場合
記録的短時間大雨情報	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm

注) ※1：(表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値

※2：冬期の気温は熊谷地方気象台の値

特別警報の発表基準一覧

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や暴風が吹くと予想される場合
高潮	同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される

			場合
		波 浪	高波になると予想される場合
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
		大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
38		(注) <u>過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断する。</u>	
		<参考>	
		・ 記録的短時間大雨情報	
		<u>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の危険（紫）が出現している場合に気象庁からは発表される。</u>	
			場合
		波 浪	高波になると予想される場合
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
		大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
		(注) <u>発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。</u>	
		<参考>	
		・ 記録的短時間大雨情報	
		<u>記録的な1時間雨量が観測されたときに、その状況を簡素に表現して速報するものであり、埼玉県内の発表基準は100mmである。ただし、大雨警報の発令されている間に行う。</u>	

40

資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

■蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

番号	設 置 場 所	所 在 地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	<u>元</u> 御林自治会館	黒浜 3535	2121	2	S62
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

53

資料 4. 8 被害状況判定基準

■被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
(略)	(略)	(略)
2 住家の被害※	(略)	(略)
	一部 <u>破壊</u>	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。 <u>(床上浸水及び床下浸水に該当するものは除く)</u> 。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	全壊 <u>及び</u> 半壊に該当しない <u>場合において</u> 、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	<u>全壊及び半壊に該当しない場合において</u> 、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
(略)	(略)	(略)
5 その他の被害	(略)	(略)
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
	(略)	(略)

54

資料 4. 4 蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

■蓮田市屋外拡声受信子局一覧表

番号	設 置 場 所	所 在 地	セルコール番号	時差呼出	設置年度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
21	御林自治会館	黒浜 3535	2121	2	S62
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

資料 4. 8 被害状況判定基準

■被害状況判定基準

被害区分		判 定 基 準
(略)	(略)	(略)
2 住家の被害※	(略)	(略)
	一部 <u>破壊</u>	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	<u>住家の床より上に浸水したもの及び全壊</u> 、半壊に <u>は</u> 該当しない <u>が</u> 、 <u>土砂</u> 、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
(略)	(略)	(略)
5 その他の被害	(略)	(略)
	<u>崖崩れ</u>	<u>山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。</u>
	(略)	(略)

資料 5. 1 消防団構成

(令和5年4月1日現在)

区 分 分団名	組織及び階級別実員数						
	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
団本部	8 (5)	1	2				5 (5)
第1分団	<u>20</u>			1	1	2	<u>16</u>
第2分団	<u>21</u>			1	1	2	<u>17</u>
第3分団	<u>18</u>			1	1	2	<u>14</u>
第4分団	<u>23</u>			1	1	2	<u>19</u>
第5分団	<u>21</u>			1	1	2	<u>17</u>
第6分団	<u>16</u>			1	1	2	<u>12</u>
合計	<u>127</u> (5)	1	2	6	6	12	<u>100</u> (5)

資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要

(令和5年4月1日現在)

(略)

資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況

(令和5年4月1日現在)

(略)

資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

■救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

名 称	所在地	電話番号	診療科目
独立行政法人 国立病院機構 東埼玉病院	蓮田市大字黒 浜黒浜 4147	048-768- 1161	内、外、小、神内、呼、循、整、呼外、 皮、歯外、眼、耳、アレ、リハ、放、 歯、リウ

資料 5. 1 消防団構成

(令和3年4月1日現在)

区 分 分団名	組織及び階級別実員数						
	合計	団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員
団本部	8 (5)	1	2				5 (5)
第1分団	<u>25</u>			1	1	2	<u>21</u>
第2分団	<u>26</u>			1	1	2	<u>22</u>
第3分団	<u>21</u>			1	1	2	<u>17</u>
第4分団	<u>20</u>			1	1	2	<u>16</u>
第5分団	<u>22</u>			1	1	2	<u>18</u>
第6分団	<u>19</u>			1	1	2	<u>15</u>
合計	<u>141</u> (5)	1	2	6	6	12	<u>114</u> (5)

資料 5. 2 分団詰め所所在地及び概要

(令和3年4月1日現在)

(略)

資料 5. 3 消防団消防自動車配置状況

(令和3年4月1日現在)

(略)

資料 6. 2 救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

■救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）

名 称	所在地	電話番号	診療科目
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)

	蓮田病院	蓮田市大字根金 1662-1	048-766- 8111	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外 科、放、脳、整、眼、耳、形、呼外、消 化器外科、循内、齒、リハ、齒外、 麻		蓮田病院	蓮田市大字根金 1662-1	048-766- 8111	内、胃腸外科、外、皮、泌、肛門外 科、放、脳、整、眼、耳、形、呼外、消 化器外科、循内、齒、リハ、齒外、 麻
	医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764- 6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循 内、脳、麻、消内、リハ、 <u>糖尿病内 科、腎</u>		医療法人社団愛友会 蓮田一心会病院	蓮田市本町 3-17	048-764- 6411	内、小、外、整、泌、耳、皮、呼内、循 内、脳、麻、消内、リハ
	新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26- 0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿 病内科、腎内、神内、外、整、脳、 形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、 麻、救急、呼外、心血、 <u>乳外</u> 、病理 診断科、肛外、消化器外科、リ ウ、小外、脳神経内科		新久喜総合病院	久喜市上早見 418-1	0480-26- 0033	内、呼内、循内、消内、代謝・糖尿 病内科、腎内、神内、外、整、脳、 形、皮、泌、婦、眼、耳、リハ、放、 麻、救急、呼外、心血、 <u>乳腺外科</u> 、 病理診断科、肛外、消化器外 科、リウ、小外、脳神経内科
	東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6- 5	0480-58- 2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、 循内、心外、腎臓内科、消内、消化 器外科、皮、形、リハ、呼内、内 分泌内科、麻、泌		東鷲宮病院	久喜市桜田 2-6- 5	0480-58- 2468	内、外、小、整、脳、肛、リウ、神内、 循内、心外、腎臓内科、消内、消化 器外科、皮、形、リハ、呼内、内 分泌内科、麻、泌
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会栗橋病 院	久喜市小右衛門 714-6	0480-52- 3611	内、小、リハ、外、脳、泌、眼、耳、 皮、麻、循、放、整、呼内、消内、神 内、糖尿病内科、腎臓内科、呼外、 救急、漢方内科、乳腺外科、内視 鏡外科、心血、形、血液内
	新井病院	久喜市久喜中央 2-2-28	0480-21- 0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、 循内、肛門外科、脳、 <u>乳外</u> 、整、糖 尿病内科、リウ、肝臓内科、アレ、 リハ、泌、呼外、 <u>膠原病内科</u>		新井病院	久喜市久喜中央 2-2-28	0480-21- 0070	内、外、呼内、消内、消化器外科、 循内、肛門外科、脳、 <u>乳腺外科</u> 、 整、糖尿病内科、リウ、肝臓内科、 アレ、リハ、泌、呼外
	蓮江病院	久喜市本町 1-7- 12	0480-21- 0061	整、形、リハ		蓮江病院	久喜市本町 1-7- 12	0480-21- 0061	整、形、リハ
	医療法人土屋小児病 院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21- 0766	小、内、皮、神、アレ、精		医療法人土屋小児病 院	久喜市久喜中央 3-1-10	0480-21- 0766	小、内、皮、神、アレ、精
	<u>栗橋</u> 病院	<u>久喜市小右衛門 714-6</u>	<u>0480-53- 8686</u>	内、外、リハ、整、消内、循内、皮、 形		<u>秋谷</u> 病院	<u>幸手市中 4-14- 41</u>	<u>0480-42- 2125</u>	内、外、リハ、整、 <u>胃</u> 、消内、循内、 皮、形

59

資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）
■災害拠点病院（埼玉県）
[令和 5 年 6 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療 センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセン ター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会加須病院	347-0101	加須市上高柳 1680	0480-70-0888
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511

資料 6. 3 災害拠点病院（埼玉県）
■災害拠点病院（埼玉県）
[令和 3 年 4 月現在]

病院名	郵便番号	所在地	電話番号
◎川口市立医療センター	333-0833	川口市西新井宿 180	048-287-2525
○自治医科大学附属 さいたま医療センター	330-8503	さいたま市大宮区天沼町 1-847	048-647-2111
◎埼玉医科大学 総合医療 センター	350-8550	川越市鴨田 1981	049-228-3400
○北里大学メディカルセン ター	364-8501	北本市荒井 6-100	048-593-1212
○社会福祉法人恩賜財団 済生会支部 埼玉県済生会栗橋病院	349-1105	久喜市小右衛門 714-6	0480-52-3611
○深谷赤十字病院	366-0052	深谷市上柴町西 5-8-1	048-571-1511

60	◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111	◎さいたま赤十字病院	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	048-852-1111
	○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111	○獨協医科大学埼玉医療センター	343-8555	越谷市南越谷 2-1-50	048-965-1111
	○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111	○さいたま市立病院	336-8522	さいたま市緑区三室 2460	048-873-4111
	○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511	○防衛医科大学校病院	359-8513	所沢市並木3-2	04-2995-1511
	○社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	0570-08-1551	○社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会川口総合病院	332-8558	川口市西川口 5-11-5	048-253-1551
	○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111	○埼玉医科大学国際医療センター	350-1298	日高市山根 1397-1	042-984-4111
	○社会医療法人社団幸会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111	○社会福祉法人社団行会 行田総合病院	361-0056	行田市持田 376	048-552-1111
	○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033	○新久喜総合病院	346-8530	久喜市上早見 418-1	0480-26-0033
	○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101	○独立行政法人国立病院機構埼玉病院	351-0102	和光市諏訪 2-1	048-462-1101
	○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200	○草加市立病院	340-8560	草加市草加 2-21-1	048-946-2200
	○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111	○埼玉医科大学病院	350-0495	毛呂山町毛呂本郷 38	049-276-1111
	○社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011	○社会医療法人さいたま市民医療センター	331-0054	さいたま市西区島根 299-1	048-626-0011
	○医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111	○上尾中央総合病院	362-8588	上尾市柏座 1-10-10	048-773-1111
	○医療法人徳洲会羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000	○羽生総合病院	348-8505	羽生市大字下岩瀬 446	048-562-3000
	○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200	○地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立小児医療センター	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	048-601-2200
	○医療法人社団東光会戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111	○戸田中央総合病院	335-0023	戸田市本町 1-19-3	048-442-1111
	注)「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。				注)「病院名」欄の「◎」は「基幹災害拠点病院」を示し、「○」は、「地域」を示す。			
	資料6. 4 救命救急センター（埼玉県）				資料6. 4 救命救急センター（埼玉県）			
	■救命救急センター（埼玉県） [令和5年11月現在]				■救命救急センター（埼玉県） [令和3年5月現在]			
	病院名	設置者	郵便番号	所在地	電話番号	病院名	設置者	郵便番号

66

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

注）「病院名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

『高齢者等避難開始、避難指示発令の判断基準』

■大河川破堤（利根川）

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
高齢者等避難	・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）(9.2m) に到達 【参考】八斗島（群馬県伊勢崎市）はん濫危険水位（危険水位）(4.1m)		

66

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

注）「病院名」欄の「◎」は高度救命救急センターを示す。

資料 8. 1 高齢者等避難、避難指示発令の判断基準

『高齢者等避難開始、避難指示発令の判断基準』

■大河川破堤（利根川）

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	
高齢者等避難	・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながるおそれのある被災等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）(8.8m) に到達 【参考】八斗島（群馬県伊勢崎市）はん濫危険水位（危険水位）(4.8m)		

68

避難指示	・漏水等破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（<u>9.2m</u>）に到達 ・破堤を確認かつ元荒川・綾瀬川の上流域で異常増水を確認	
（略）	（略）	（略）

■中小河川洪水（元荒川）

（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	
避難指示	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①床下浸水や道路冠水等が多く発生し、被害が拡大。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「<u>危険</u>」（紫）が出現した場合。	
（略）	（略）	（略）

避難指示	・漏水等破堤を確認 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認 ・栗橋地点ではん濫危険水位（危険水位）（<u>8.8m</u>）に到達 ・破堤を確認かつ元荒川・綾瀬川の上流域で異常増水を確認	
（略）	（略）	（略）

■中小河川洪水（元荒川）

（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	
避難指示	次のいずれかに該当し、水防職員からの報告等も勘案し発令する。 ①床下浸水や道路冠水等が多く発生し、被害が拡大。かつ、当市において1時間で40ミリ、3時間で80ミリの降雨が予想される場合 ②元荒川における洪水警報の危険度分布にて「<u>非常に危険</u>」が出現した場合。	
（略）	（略）	（略）

70

資料 8. 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>37</u>	<u>蓮田市総合市民体育館 ※※</u>	<u>閩戸 2343-1</u>	<u>768-1717</u>

72

■指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収 容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769- 2002	<u>487</u>	<u>295</u>	<u>81</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
31	中央公民館閩山 分館※※	閩山 4- 5-32	769- 7833	<u>227</u>	<u>137</u>	<u>37</u>
33	蓮田特別支援学 校 ※	黒 浜 4088-4	769- 3191	698	<u>423</u>	116
<u>37</u>	<u>蓮田市総合市民 体育館 ※※</u>	<u>閩戸 2343-1</u>	<u>768- 1717</u>	<u>3,171</u>	<u>1,921</u>	<u>931</u>
計				<u>19,765</u>	<u>11,967</u>	<u>3,684</u>

注 1) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

注 2) 総合市民体育館施設（建設予定の付属施設を含む）は、物資集積拠点を兼ねる。

資料 8. 2 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

■指定避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収 容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	中央公民館 ※※	東 6-1-8	769- 2002	<u>492</u>	<u>298</u>	<u>82</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
31	中央公民館閩山 分館※※	閩山 4- 5-32	769- 7833	<u>348</u>	<u>217</u>	<u>58</u>
33	蓮田特別支援学 校 ※	黒 浜 4088-4	769- 3191	698	<u>418</u>	116
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
計				<u>16,720</u>	<u>10,133</u>	<u>2,775</u>

注) 「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を意味し、※※は避難所のみを意味する。

(追加)

73

■洪水時避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	<u>533</u>	146
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>37</u>	<u>蓮田市総合市民体育館</u> ※※●	<u>閏戸 2343-1</u>	<u>768-1717</u>	<u>1,537</u>	<u>931</u>	<u>256</u>
計				<u>14,709</u>	<u>8,906</u>	<u>2,443</u>

(略)

資料 8. 3 福祉避難所一覧表

■福祉避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	<u>113</u>	56
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	<u>232</u>	116
—	蓮田市総合文化会館	閏戸 2343-2	768-4117	596	<u>198</u>	99
<u>—*</u>	<u>蓮田はすの実作業所</u>	<u>川島 608-1</u>	<u>764-2981</u>	<u>221</u>	<u>73</u>	<u>36</u>
<u>—*</u>	<u>蓮田はなみずき作業所</u>	<u>根金 1490-1</u>	<u>766-2619</u>	<u>353</u>	<u>117</u>	<u>58</u>
計				<u>2,208</u>	<u>733</u>	<u>365</u>

注 1)「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

注 2) 受入対象者は、市が災害対策基本法に基づき特定し、公示したものとする。

注 3)「No」の*は、避難所としての受入対象者を「知的障害者及びその家族」とすることを示す。それ以外の避難所については、受入対象者を「要配慮者及びその家

■洪水時避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
18	平野中学校 ※	井沼 932	766-9003	881	<u>534</u>	146
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
計				<u>13,172</u>	<u>7,971</u>	<u>2,187</u>

(略)

資料 8. 3 福祉避難所一覧表

■福祉避難所一覧表

No	避難施設名	所在地	電話番号	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応収容人数
2	老人福祉センター ※※	蓮田 4-236	769-1455	340	<u>206</u>	56
33	蓮田特別支援学校 ※	黒浜 4088-4	769-3191	698	<u>418</u>	116
—	蓮田市総合文化会館	閏戸 2343-2	768-4117	596	<u>361</u>	99
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
計				<u>1,634</u>	<u>985</u>	<u>271</u>

注 1)「避難施設名」の※は避難場所及び避難所の兼用を、※※は避難所のみであることを示す。

(追加)

(追加)

族」とする。

74

資料 8. 4 一時避難施設一覧表

No	自治会館名	地区	所在地	中学校区	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応 収容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計					3,651	2,197	611

地区	自治会館数
蓮田	11
黒浜	17
平野	6

《参考》

収容人数 = 収容面積/1.65 ㎡

(福祉避難所は 3.0 ㎡)

感染症対応収容人数 = 収容面積/6.0 ㎡

75

資料 8. 5 災害時の要配慮者施設連絡先一覧

『災害時の要配慮者施設連絡先一覧』

■福祉施設関係

○老人福祉施設等

(1) 特別養護老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2	特別養護老人ホーム 共生 の家	閏戸 87-5	796-0965	二
3	(略)	(略)	(略)	(略)
4	(略)	(略)	(略)	(略)

資料 8. 4 一時避難施設一覧表

No	自治会館名	地区	所在地	中学校区	収容面積 (㎡)	収容人数 (人)	感染症 対応 収容人数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
16	江ヶ崎 前側	黒浜	江ヶ崎 1214-3	黒浜中	100	60	16
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
計					3,751	2,257	595

地区	自治会館数
蓮田	11
黒浜	18
平野	6

《参考》

収容人数 = 収容面積/1.65 ㎡

感染症対応収容人数 = 収容面積/6.0 ㎡

資料 8. 5 災害時の要配慮者施設連絡先一覧

『災害時の要配慮者施設連絡先一覧』

■福祉施設関係

○老人福祉施設等

(1) 特別養護老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)
2	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)	(略)	(略)	(略)

76

(3) 住宅型有料老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
1	ケヤキ倶楽部蓮田	東 2-1-19	876-9716	—

(4) 軽費老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) デイサービス

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) デイサービス（地域密着型サービス）

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(7) 小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) グループホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	グループホームみんなの家・蓮田	東 2-1-15	765-5080	—

(追加)

(3) 軽費老人ホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) デイサービス

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5) デイサービス（地域密着型サービス）

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6) 小規模多機能型居宅介護

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(7) グループホーム

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	グループホームみんなの家・蓮田東	東 2-1-19	765-5080	—

77

<u>5</u>	<u>グループホームメディカル フローラ蓮田川島</u>	<u>川島 263-1</u>	<u>795-4426</u>	<u>○</u>
<u>6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>8</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

(9) 短期入所生活介護

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3</u>	<u>特別養護老人ホーム 共生の家</u>	<u>閏戸 87-5</u>	<u>796-0965</u>	<u>—</u>
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

(10) 介護老人保健施設

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(11) その他

No.	施設名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○児童福祉施設
(3) 学童保育

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>3</u>	<u>中央学童保育所第 5</u>	<u>関山 3-6-10 蓮田中央小内</u>	<u>090-028- 7708</u>	<u>○</u>
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 短期入所生活介護

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

(9) 介護老人保健施設

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(10) その他

No.	施設名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○児童福祉施設
(3) 学童保育

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
<u>3</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

78	<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>6</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>7</u>	蓮田南学童保育所 <u>第1・第2</u>	蓮田 2-182	768-6141	—
	<u>8</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>9</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>10</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>11</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>12</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>13</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>14</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(4) 保育園				
	No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
	1	中央保育園	上 2-11-2	768-6467	○
	2	<u>黒浜保育園</u>	<u>黒浜 3119</u>	<u>769-3150</u>	<u>○</u>
	3	<u>蓮田南保育園</u>	<u>蓮田 2-182</u>	<u>768-1777</u>	<u>—</u>
	4	<u>東保育園</u>	<u>東 5-8-32</u>	<u>764-4600</u>	<u>—</u>
	5	<u>閏戸保育園</u>	<u>閏戸 3126-1</u>	<u>766-8992</u>	<u>—</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>9</u>	<u>星の子ルチャ保育 園</u>	<u>馬込 1-75</u>	<u>797-6788</u>	<u>—</u>
	(6) 認定こども園				
	No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>3</u>	<u>幼稚園型認定こど も園大山幼稚園</u>	<u>閏戸 4034</u>	<u>766-5484</u>	<u>○</u>
	<u>4</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>5</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>6</u>	蓮田南学童保育所	蓮田 2-182 <u>児童センター 2階</u>	768-6141	—
	<u>7</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>8</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>9</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>10</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>11</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>12</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>13</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(4) 保育所				
	No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
	1	中央保育園	上 2-11-2	768-6467	○
	2	<u>閏戸保育園</u>	<u>閏戸 3126-1</u>	<u>766-8992</u>	<u>—</u>
	3	<u>黒浜保育園</u>	<u>黒浜 3119</u>	<u>769-3150</u>	<u>○</u>
	4	<u>蓮田南保育園</u>	<u>蓮田 2-182</u>	<u>768-1777</u>	<u>—</u>
	5	<u>東保育園</u>	<u>東 5-8-32</u>	<u>764-4600</u>	<u>—</u>
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
	(6) 認定こども園				
	No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>(追 加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

79

■学校等

(1) 幼稚園

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

81

資料 9. 1 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧

『蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧』

〔令和 5 年 4 月 1 日現在〕

No.	自主防災会名	No.	自主防災会名
(略)	(略)	(略)	(略)
		41	<u>見沼町自治会自主防災部</u>
		(略)	(略)

83

資料 10. 1 救助の種類・実施期間・実施者

■救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
(略)	(略)	(略)
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
<u>災害にかかった住宅の緊急修理</u>	<u>10 日以内に完了</u>	<u>市</u>
災害にかかった住宅の応急修理	3 ヶ月以内に完了	市
(略)	(略)	(略)

■学校等

(1) 幼稚園

No.	事業所名	所在地	電話番号 (048)	浸水想定 区域
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>4</u>	<u>大山幼稚園</u>	<u>閏戸 4034</u>	<u>766-5484</u>	<u>二</u>

資料 9. 1 蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧

『蓮田市自主防災組織協議会 組織一覧』

〔令和 3 年 4 月 1 日現在〕

No.	自主防災会名	No.	自主防災会名
(略)	(略)	(略)	(略)
		41	<u>(追加)</u>
		(略)	(略)

資料 10. 1 救助の種類・実施期間・実施者

■救助の種類・実施期間・実施者

救助の種類	実施期間	実施者
(略)	(略)	(略)
災害にかかった者の救出	3 日以内	市
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
災害にかかった住宅の応急修理	3 ヶ月以内に完了	市
(略)	(略)	(略)

84

資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

『災害救助基準』

■災害救助法による救助の程度・方法及び期間 【令和5年4月1日現在】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>340 円</u> 以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>6,775,000 円</u> 以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7 ㎡、 <u>6,775,000 円</u> 以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊出しその他の食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり <u>1,230 円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

資料 10. 2 災害救助法による救助の程度・方法及び期間（早見表）

『災害救助基準』

■災害救助法による救助の程度・方法及び期間 【令和3年8月10日現在】

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり <u>330 円</u> 以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり <u>5,714,000 円</u> 以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり 29.7 ㎡、 <u>5,714,000 円</u> 以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊出しその他の食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事ができない者	1人1日当たり <u>1,160 円</u> 以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1／3日)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

85

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること						
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算		
		全全流 壊焼失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000		
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600		
		半半床 壊焼床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700		
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)				
		被災した住宅の緊急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	1 住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理が必要な部分に対して1世帯当たり50,000円以内	災害発生の日から10日以内に完了		大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住が可能な場合）				
		被災した住宅の応急修理（日常生活に	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をす	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	災害発生の日から3カ月以内						

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分		1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全全流 壊焼失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	
		半半床 壊焼床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	
			冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)			
		(追加)	(追加)	(追加)	(追加)		(追加)			
		被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をす	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分半壊（焼）に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	災害発生の日から3カ月以内					

	<u>必要な 最小限 の部分 の修理)</u>	ることが できない 者	1 世 帯 当 た り 343,000 円以内 上記以外の世帯		
		2 大規模 な補修を 行わなけ れば居住 すること が困難で ある程度 に住家が 半壊（焼） した者	1 世 帯 当 た り 706,000 円以内		

	<u>必要な 最小限 の部分 の修理)</u>	ることが できない 者	1 世 帯 当 た り 300,000 円以内 上記以外の世帯		
		2 大規模 な補修を 行わなけ れば居住 すること が困難で ある程度 に住家が 半壊（焼） した者	1 世 帯 当 た り 595,000 円以内		

	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,800 円</u> 中学校生徒 <u>5,100 円</u> 高等学校等生徒 <u>5,600 円</u>	災害発生の日から 教科書 1 カ月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期過程（定時制の過程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） <u>219,100 円</u> 以内 小人（12歳未満） <u>175,200 円</u> 以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む。）及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材の実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>4,500 円</u> 中学校生徒 <u>4,800 円</u> 高等学校等生徒 <u>5,200 円</u>	災害発生の日から 教科書 1 カ月以内 文房具及び通学用品 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※ 高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期過程（定時制の過程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） <u>215,200 円</u> 以内 小人（12歳未満） <u>172,000 円</u> 以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,500円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。		死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり <u>5,400円</u> 以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
	障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>138,700円</u> 以内	災害発生の日から 10日以内			障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり <u>137,900円</u> 以内	災害発生の日から 10日以内	
	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	

資料 11. 1 公共施設一覧表

■公共施設一覧表（その1） 〔令和6年4月1日現在〕

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号 (048)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
保育園・学童 保育所	中央保育園	上 2-11-2	768-6467
	黒浜保育園	黒浜 3119	769-3150
	蓮田南保育園	蓮田 2-182	768-1777
	東保育園	東 5-8-32	764-4600
	閏戸保育園	閏戸 3126-1	766-8992
	心身障害児通園施設さくら園		767-1171
	(略)		(略)
	中央学童保育所第1・第2	関山 3-6-10	769-4444
	中央学童保育所第3・第4		764-5877
	中央学童保育所第5		090-8028-7708
	(略)		(略)
	蓮田南学童保育所第1・第2	蓮田 2-182	768-6141
	(略)	(略)	(略)
その他施設	(略)	(略)	(略)
	老人福祉センター	蓮田 4-236	769-1455
	(略)	(略)	(略)

資料 11. 3 関係機関連絡先一覧表

■関係機関連絡先一覧表（その1） 〔令和5年11月現在〕

名 称	電話番号	F A X 番号
-----	------	----------

資料 11. 1 公共施設一覧表

■公共施設一覧表（その1） 〔令和3年4月2日現在〕

種 別	施 設 名	所 在 地	電話番号 (048)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
保育園・学童 保育所	中央保育園	上 2-11-2	768-6467
	閏戸保育園	閏戸 3126-1	766-8992
	さくら園		767-1171
	黒浜保育園	黒浜 3119	769-3150
	蓮田南保育園	蓮田 2-182	768-1777
	東保育園	東 5-8-32	764-4600
	(略)	(略)	(略)
	中央学童保育所第1・第2	関山 3-6-10	769-4444
	中央学童保育所第3・第4		764-5877
	(追加)	(追加)	(追加)
	(略)	(略)	(略)
	蓮田南学童保育所	蓮田 2-182 児童センター2階	768-6141
	(略)	(略)	(略)
その他施設	(略)	(略)	(略)
	老人福祉センター	馬込 4-236	769-1455
	(略)	(略)	(略)

資料 11. 3 関係機関連絡先一覧表

■関係機関連絡先一覧表（その1） 〔令和3年11月現在〕

名 称	電話番号	F A X 番号
-----	------	----------

様式編

頁	新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
1	様式 1 1 経過速報	様式 1 1 経過速報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
経過速報		経過速報																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
蓮田市		蓮田市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<table><tr><td>災害の種類</td><td>発信者</td><td>発生地域</td><td>受信者</td></tr><tr><td>被害日時</td><td>自</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>報告区分</td><td>至</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>区 分</td><td>被 害</td><td>区 分</td><td>被 害</td></tr><tr><td>人的被害</td><td>死者</td><td>人</td><td>田畑被害</td><td>田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>冠水</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>負傷者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>軽傷者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>冠水</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路被害</td><td>決壊</td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>冠水</td><td>箇所</td></tr><tr><td>住家被害</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td></td><td>文教施設</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>(流失)</td><td>世帯</td><td></td><td>病院</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td></td><td>橋りょう</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>河川</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>砂防</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>清掃施設</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>鉄道不通</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>被害船舶</td><td></td><td>隻</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>水道</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>電話</td><td></td><td>回線</td></tr><tr><td></td><td>床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td>電気</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>ガス</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>非住家被害</td><td>公共建物</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td>罹災世帯数</td><td></td><td>世帯</td></tr><tr><td></td><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td>罹災者数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td>火災発生</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td>危険物</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その他</td><td></td><td>件</td></tr></table>		災害の種類	発信者	発生地域	受信者	被害日時	自	月	日	報告区分	至	月	日	区 分	被 害	区 分	被 害	人的被害	死者	人	田畑被害	田	流失・埋没	ha		行方不明者	人		田	冠水	ha		負傷者	人		田	流失・埋没	ha		軽傷者	人		田	冠水	ha					道路被害	決壊	箇所						冠水	箇所	住家被害	全壊(焼)	棟		文教施設		箇所		(流失)	世帯		病院		箇所		半壊(焼)	棟		橋りょう		箇所			世帯		河川		箇所			人		砂防		箇所		一部破損	棟		清掃施設		箇所			世帯		(削除)	(削除)				人		鉄道不通		箇所		床上浸水	棟		被害船舶		隻			世帯		水道		戸			人		電話		回線		床下浸水	棟		電気		戸			世帯		ガス		戸			人		ブロック塀等		箇所	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯			半壊(焼)	棟	罹災者数		人		その他	全壊(焼)	棟	火災発生		件			半壊(焼)	棟	危険物		件					その他		件	<table><tr><td>災害の種類</td><td>発信者</td><td>発生地域</td><td>受信者</td></tr><tr><td>被害日時</td><td>自</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>報告区分</td><td>至</td><td>月</td><td>日</td></tr><tr><td>区 分</td><td>被 害</td><td>区 分</td><td>被 害</td></tr><tr><td>人的被害</td><td>死者</td><td>人</td><td>田畑被害</td><td>田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>行方不明者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>冠水</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>負傷者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>流失・埋没</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td>軽傷者</td><td>人</td><td></td><td>田</td><td>冠水</td><td>ha</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>道路被害</td><td>決壊</td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>冠水</td><td>箇所</td></tr><tr><td>住家被害</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td></td><td>文教施設</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>(流失)</td><td>世帯</td><td></td><td>病院</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td></td><td>橋りょう</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>河川</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>砂防</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>一部破損</td><td>棟</td><td></td><td>清掃施設</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>生くずれ</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>鉄道不通</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td></td><td>床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td>被害船舶</td><td></td><td>隻</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>水道</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>電話</td><td></td><td>回線</td></tr><tr><td></td><td>床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td>電気</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>世帯</td><td></td><td>ガス</td><td></td><td>戸</td></tr><tr><td></td><td></td><td>人</td><td></td><td>ブロック塀等</td><td></td><td>箇所</td></tr><tr><td>非住家被害</td><td>公共建物</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td>罹災世帯数</td><td></td><td>世帯</td></tr><tr><td></td><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td>罹災者数</td><td></td><td>人</td></tr><tr><td></td><td>その他</td><td>全壊(焼)</td><td>棟</td><td>火災発生</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td></td><td>半壊(焼)</td><td>棟</td><td>危険物</td><td></td><td>件</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>その他</td><td></td><td>件</td></tr></table>	災害の種類	発信者	発生地域	受信者	被害日時	自	月	日	報告区分	至	月	日	区 分	被 害	区 分	被 害	人的被害	死者	人	田畑被害	田	流失・埋没	ha		行方不明者	人		田	冠水	ha		負傷者	人		田	流失・埋没	ha		軽傷者	人		田	冠水	ha					道路被害	決壊	箇所						冠水	箇所	住家被害	全壊(焼)	棟		文教施設		箇所		(流失)	世帯		病院		箇所		半壊(焼)	棟		橋りょう		箇所			世帯		河川		箇所			人		砂防		箇所		一部破損	棟		清掃施設		箇所			世帯		生くずれ		箇所			人		鉄道不通		箇所		床上浸水	棟		被害船舶		隻			世帯		水道		戸			人		電話		回線		床下浸水	棟		電気		戸			世帯		ガス		戸			人		ブロック塀等		箇所	非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯			半壊(焼)	棟	罹災者数		人		その他	全壊(焼)	棟	火災発生		件			半壊(焼)	棟	危険物		件					その他		件
災害の種類	発信者	発生地域	受信者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
被害日時	自	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
報告区分	至	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区 分	被 害	区 分	被 害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
人的被害	死者	人	田畑被害	田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	行方不明者	人		田	冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	負傷者	人		田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者	人		田	冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				道路被害	決壊	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					冠水	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
住家被害	全壊(焼)	棟		文教施設		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	(流失)	世帯		病院		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	半壊(焼)	棟		橋りょう		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		河川		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		砂防		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一部破損	棟		清掃施設		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		(削除)	(削除)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		人		鉄道不通		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	床上浸水	棟		被害船舶		隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		水道		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		電話		回線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	床下浸水	棟		電気		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		ガス		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		ブロック塀等		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		半壊(焼)	棟	罹災者数		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		半壊(焼)	棟	危険物		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				その他		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
災害の種類	発信者	発生地域	受信者																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
被害日時	自	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
報告区分	至	月	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
区 分	被 害	区 分	被 害																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
人的被害	死者	人	田畑被害	田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	行方不明者	人		田	冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	負傷者	人		田	流失・埋没	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	軽傷者	人		田	冠水	ha																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				道路被害	決壊	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
					冠水	箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
住家被害	全壊(焼)	棟		文教施設		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	(流失)	世帯		病院		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	半壊(焼)	棟		橋りょう		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		河川		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		砂防		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一部破損	棟		清掃施設		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		生くずれ		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		鉄道不通		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	床上浸水	棟		被害船舶		隻																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		水道		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		電話		回線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	床下浸水	棟		電気		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		世帯		ガス		戸																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		人		ブロック塀等		箇所																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	罹災世帯数		世帯																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		半壊(焼)	棟	罹災者数		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	その他	全壊(焼)	棟	火災発生		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		半壊(焼)	棟	危険物		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
				その他		件																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
災害に対してとられた措置		災害に対してとられた措置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(1) 災害対策本部設置の状況		(1) 災害対策本部設置の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況		(2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(3) 応援要請又は職員派遣の状況		(3) 応援要請又は職員派遣の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(4) 災害救助法適用の状況		(4) 災害救助法適用の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(5) 避難命令・勧告の状況		(5) 避難命令・勧告の状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
市町村数		地区数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
人		人																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(6) 消防機関の活動状況		(6) 消防機関の活動状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
ア 出動人員		消防職員	名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		消防団員	名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
イ 主な活動内容(使用した機材を含む)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

 | | | | |------------------------|------------------------|---| | 災害に対してとられた措置 | 災害に対してとられた措置 | | | (1) 災害対策本部設置の状況 | (1) 災害対策本部設置の状況 | | | (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 | (2) 市(町村)のとした主な応急措置の状況 | | | (3) 応援要請又は職員派遣の状況 | (3) 応援要請又は職員派遣の状況 | | | (4) 災害救助法適用の状況 | (4) 災害救助法適用の状況 | | | (5) 避難命令・勧告の状況 | (5) 避難命令・勧告の状況 | | | 市町村数 | 地区数 | | | 人 | 人 | | | (6) 消防機関の活動状況 | (6) 消防機関の活動状況 | | | ア 出動人員 | 消防職員 | 名 | | | 消防団員 | 名 | | イ 主な活動内容(使用した機材を含む) | | | |

12 様式 1 2 被害状況調

被害状況調

蓮田市

災害の種類		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分		被 害	区 分	被 害
人的被害	死者	人	田畑被害	流失・埋没 ha
	行方不明者	人		冠水 ha
	負傷者	重傷		流失・埋没 ha
		軽傷		冠水 ha
			道路被害	決壊 箇所
住家被害	全壊	棟	その他の被害	冠水 箇所
		世帯		文教施設 箇所
		人		病院 箇所
	半壊	棟		橋りょう 箇所
		世帯		河川 箇所
		人		砂防 箇所
	一部破損	棟		清掃施設 箇所
		世帯		(削除) (削除)
		人		鉄道不通 箇所
	床上浸水	棟		被害船舶 隻
		世帯		水道 戸
		人		電話 回線
	床下浸水	棟		電気 戸
		世帯		ガス 戸
		人		ブロック塀等 箇所
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	罹災世帯数	世帯
		半壊(焼)		罹災者数 人
	その他	全壊(焼)	火災発生	建物 件
		半壊(焼)		危険物 件
		半壊(焼)		その他 件

様式 1 2 被害状況調

被害状況調

蓮田市

災害の種類		発生地域	
被害日時	自 月 日 至 月 日		
報告区分	確 定		

区 分		被 害	区 分	被 害
人的被害	死者	人	田畑被害	流失・埋没 ha
	行方不明者	人		冠水 ha
	負傷者	重傷		流失・埋没 ha
		軽傷		冠水 ha
			道路被害	決壊 箇所
住家被害	全壊	棟	その他の被害	冠水 箇所
		世帯		文教施設 箇所
		人		病院 箇所
	半壊	棟		橋りょう 箇所
		世帯		河川 箇所
		人		砂防 箇所
	一部破損	棟		清掃施設 箇所
		世帯		崖くずれ 箇所
		人		鉄道不通 箇所
	床上浸水	棟		被害船舶 隻
		世帯		水道 戸
		人		電話 回線
	床下浸水	棟		電気 戸
		世帯		ガス 戸
		人		ブロック塀等 箇所
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	罹災世帯数	世帯
		半壊(焼)		罹災者数 人
	その他	全壊(焼)	火災発生	建物 件
		半壊(焼)		危険物 件
		半壊(焼)		その他 件

